

2023 年度

自己点検・評価報告書

神奈川歯科大学

目次

第1章	理念・目的	1
第2章	内部質保証	4
第3章	教育研究組織	10
第4章	教育課程・学習成果	14
第5章	学生の受け入れ	29
第6章	教員・教員組織	35
第7章	学生支援	43
第8章	教育研究等環境	52
第9章	社会連携・社会貢献	63
第10章 (1)	大学運営	69
第10章 (2)	財務	77

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

学校法人神奈川歯科大学（根拠資料 1-1）に設置された神奈川歯科大学の建学の精神は、「全ての者に対する慈しみの心と生命を大切にす愛の精神の実践」である。これは、創立者である大久保潜龍による女子歯科医師養成への救済措置のために、明治 42 年に本学の前身である東京歯科女子歯科医学講習所の創設に由来している。

建学の精神のもと、歯学部の教育理念は優れた歯科医師を育成する事を前提として設定され「歯科医師としての熟練と人間としての優しさを身につけるために、学をまなび、技を習い、人を識る愛の教育」とし、大学院歯学研究科の学生は既に歯科医師であることから、「学をまなび、技を習い、人を識る愛の教育」と定められた。

目的については、歯学部および大学院歯学研究科共に、教育理念である「愛の教育」に基づき、以下の通り学則第 1 章第 1 条に定めている（根拠資料 1-2、3）。

歯学部目的

教育基本法に基づき、高き人格と豊かな識見を養い、かつ歯科医学に関する高度の学術理論及び技術を教授・研究し、有能な歯科医師を育成することを目的とし、もって文化の向上と社会福祉の増進に貢献することを使命とする。

大学院歯学研究科目的

神奈川歯科大学大学院歯学研究科は歯学部における教育の上に、さらに専攻分野について、自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養い、もって文化の向上と社会福祉の増進に貢献しうる人材を育成することを目的とする。

大学院歯学研究科では、歯学部教育との連続性を意識しながら、さらに高度な人材の養成を行う事としている。

建学の精神については、冗長な表現を避けより分かりやすい端的な表現にすることを目標として、2019（令和元）年度に将来構想委員会（現在の改革推進委員会に相当）での検討を経て、理事会での承認を受け改定された（根拠資料 1-4）。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

歯学部ならびに大学院歯学研究科の理念・目的については、それぞれの学則第 1 章第 1 条に明文化し、神奈川歯科大学 CAMPUS GUIDE（根拠資料 1-5）、大学院 CAMPUS GUIDE（根拠資料 1-6）に掲載して毎年度学生に配布して周知を図っている。その他、建学の精神や教育理念については、神奈川歯科大学 GUIDEBOOK（根拠資料 1-7）、神奈川歯科大学入学試

第1章 理念・目的

験要項（根拠資料 1-8）、神奈川歯科大学大学院歯学研究科学生募集要項（根拠資料 1-9）等に掲載し、受験前の生徒・学生に対しても周知をはかっている。さらに、本学のホームページ（根拠資料 1-10、11）にも掲載し、社会に対しても広く公表している。歯学部においては、各教室や図書館の壁に建学の精神と教育理念を記したプレートの掲示、学生や全教職員が携帯する ID カードケースに挿入可能なカード等も作成し（根拠資料 1-12）、日々の授業や、ID カードを使用する度に目に触れるよう工夫して周知を図っている。その結果、教育理念は 90%以上、教育目的は 80%以上の教員が内容を理解している（根拠資料 1-13）。さらに 2023（令和 5）年度には、建学の精神や教育理念等に関する FD・SD 講演会も実施して、教職員の理解の深化と向上に努めている（根拠資料 1-14、15）。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

大学の理念・目的、歯学部・大学院歯学研究科における目的等を実現するため、本学の将来を見据えた中・長期計画として、2019（平成元）年から 10 年間を想定した＜KDU2028 計画＞を設定した（根拠資料 1-16）。既に 2013（平成 25）年から 2017（平成 29）年にかけて取り組んできた改革があり、その改革期を第 1 期改革期と定義することとし、これからの 10 年間を 3 期に分け、2019（平成元）年から 2020（令和 2）年の 2 年間を第 2 期改革期（加速期）、2021（令和 3）年から 2024（令和 6）年までの 4 年間を第 3 期改革期（成長期）、2025（令和 7）年から 2028（令和 10）年を第 4 期改革期（充実期）とした。内容としては、教育、研究、臨床、管理・運営、地域・社会・国際連携の 5 項目からなり、本学の現状を踏まえて改善すべき事項を網羅し、初めの 2 年を改革加速期として施策を進めた。特に、神奈川歯科大学に対する前回の認証評価で指摘された事項については、最優先課題として取り入れている。

（2）長所・特色

本学教職員の目指すべき到達点は建学の精神の具現化にある。

全教職員が進むべき目標をすべからず認識し、共通認識を持って目標を達成するために中期計画＜KDU2028 計画＞を定め、単年度計画（根拠資料 1-17）において 5 つの項目の進捗度を測る、という内部質保証に関する基本方針に基づいた改善の試みが本学の特色と言える。

（3）問題点

特になし。

（4）全体のまとめ

2019（令和元）年度に建学の精神が改定され、新たな建学の精神について周知するための学内整備を実施し、ホームページや学内掲示等の変更やポケットカードの作り直し等を通じ、学内外への周知が図られた。また、学生に対してはガイダンスや授業において、教職員に対してはFD・SD講演会等を通じて、建学の精神や教育理念等の周知に努めている。

大学院歯学研究科における教育理念や目的の整備に関しても、2021（令和3）年度初旬に完了することができ、2022（令和4）年度版CAMPUS GUIDE等に反映した。また、これまで歯学部で重複して定められていた教育目的についても、学則に定めるところの目的に一本化して整理し、より明確で分かり易いものへと改善された。

COVID-19の発生によって生じた社会の変化は、高等教育機関においても未曾有の経験であり、現在でも適切な対応について模索しながら事業が進められている。建学の精神を実現し、教育理念を達成するためには、従来 of 慣習にとらわれることなく、新しい秩序に基づいた新しい発想や柔軟な姿勢で臨む必要がある。2020（令和2）年度から、度重なるカリキュラムの変更や教育施設の整備等、様々な対応に取り組んできているが、今後も新しい社会秩序に適応する形で建学の精神の実現を目指す必要がある。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

神奈川歯科大学が掲げる建学の精神、教育理念、目的及び使命を実現するために定められた教育目標を達成するための内部質保証に関する基本方針（根拠資料 2-1）は、以下の通りである。

内部質保証に関する基本方針(抜粋)

1. 基本的な考え方

本学の建学の精神の実現に向けて、学校教育法第 109 条の定めるところにより、教育及び研究、組織構成及び運営、施設・設備等の状況について、自ら点検及び評価を行い、教育の充実と学修成果の向上をはかるとともに、その結果を公表することにより社会に対する説明責任を果たすこととする。

2. 全学的内部質保証推進組織

神奈川歯科大学学則第 2 条ならびに神奈川歯科大学大学院歯学研究科学則第 2 条に基づき、学長の指揮の下に全学的内部質保証推進のための組織を編成する（根拠資料 2-2）。

全学的内部質保証の観点から、責任体系を（1）内部質保証・自己点検評価（2）教育研究（3）学生募集（4）組織・環境・運営・財務（5）社会連携・貢献の 5 つに分けて構成するものとする。それぞれの果たすべき主たる役割を以下に示し、明文化が困難な点については各組織が相互に補完し合うことで全学的内部質保証を達成することとする。

手続きとしては、10 項目の基準（①理念・目的②内部質保証③教育研究組織④教育課程・学修成果⑤学生の受け入れ⑥教員・教員組織⑦学生支援⑧教育研究等環境⑨社会連携・社会貢献⑩大学運営・財務）の年度計画に基づいた各取り組みを自己点検・評価委員会（根拠資料 2-3）が評価し、それに対し外部評価委員会からの評価・意見を受けた上で自己点検・評価報告書を纏める。その後、内部質保証委員会（根拠資料 2-4）が自己点検・評価活動を評価して改善策を提言し（根拠資料 2-5、6）、学長へ上程することとしている。

上記内容については、内部質保証に関する基本方針に記載されており、ホームページにて公表し（根拠資料 2-7）、教職員に対しても教職員専用ページへ掲載して（根拠資料 2-8）全学的に共有、周知している。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

本学の内部質保証の体制は「内部質保証に関する基本方針」に明示しており（根拠資料 2-1）、「内部質保証委員会」をはじめとした内部質保証に大きな役割を果たす組織と役割分担は次の通り整備している（根拠資料 2-9～11）。

(1) 内部質保証・自己点検評価

1) 学長

教育研究活動の全般を統括し、法人の基本的運営方針や事業計画に鑑み、建学の精神・教育理念の実現に向けて、必要な全学的内部質保証推進組織を編成し、各組織の活動を推進する。

中長期計画を策定し、各部門の単年度計画を統括する。

2) 内部質保証委員会

全学的な内部質保証体制整備の責を負うとともに、自己点検評価活動を評価して改善策を提言し、PDCA サイクルの推進を監視する。

3) 自己点検・評価委員会

中長期計画に基づく自己点検・評価を実施し、PDCA サイクルを推進する。また、外部評価委員会による第三者的視点からの客観的評価・意見を加味して自己点検・評価報告書を纏め、改善を要する事項については可能であれば改善方策等を加え、改善計画立案のための資料を提供する。

なお、自己点検・評価活動の実務については教学 IR 室が担当する。

4) 外部評価委員会

自己点検・評価委員会による内部評価に対し、第三者的視点から客観的評価・意見を行う。

(2) 教育研究

5) 教授会・大学院教授会

学校教育法第 93 条、神奈川歯科大学歯学部教授会規程第 5 条、同大学院教授会規程第 5 条の定めにより、教育研究に関する重要な事項等について、内部質保証推進のための意見を述べる。

6) 教育委員会

大学の理念・目的をもとに学部教育から博士課程教育まで一連の教育研究活動について、順序性・系統性・整合性等の視点から、適切かつ効果的な教育研究活動方針を策定するとともに、4つのポリシーの最適化をはかる。

7) 教育企画部

学部教育のディプロマ・ポリシーを達成するため、カリキュラム・ポリシーに基づいて学部教育に関する具体的実施計画を立案するとともに、計画の実施状況について監視・評価し改善をはかる。

8) 病院運営委員会

ディプロマ・ポリシーを達成するため、カリキュラム・ポリシーに基づいた参加型臨床実習に関する具体的実施計画を立案するとともに、計画の実施状況について監視・評価し改善をはかる。

9) 臨床実習連絡委員会

病院運営委員会が策定した実施計画に基づき、参加型臨床実習を実行する。

10) 臨床系教授連絡会

第2章 内部質保証

参加型臨床実習の学修成果を評価・判定し、病院運営委員会へ答申して改善をはかる。

1 1) 大学院運営委員会

博士課程教育のディプロマ・ポリシーを達成するため、カリキュラム・ポリシーに基づいて博士課程教育に関する具体的実施計画を立案するとともに、計画の実施状況について監視・評価し改善をはかる。また、学修支援に関する方針に則り、全ての学生が学修や研究、課外活動等を含め充実した学生生活をおくるための支援を行う。

1 2) 学生支援委員会

学修支援に関する方針に則り、関連部署・委員会と連携し、全ての学生が学修や研究、課外活動等を含め充実した学生生活をおくるための学修環境を整備し、組織的な支援を行う。

1 3) 教学部

学部教育に関する事務を統括し、学生の成績管理、教育環境・施設の整備や教育備品の維持・管理を司る。学生支援委員会他、関連委員会と協働し、学生が健全な学生生活を送るための学生支援活動を推進する。

1 4) 大学院教育研究部

博士課程教育に関する事務を統括し、学生の成績管理、教育環境・施設の整備や教育備品の維持・管理を司る。教育委員会、学生生活支援委員会他、関連委員会と協働し、学生が健全な学生生活を送るための学生支援活動を推進する。

1 5) 教学 IR 室

内部質保証の充実を目的に、主として教育研究に関する情報の収集・分析に努め、教育改善計画に必要なデータを提供する。

1 6) FD・SD 委員会

教職員の資質向上、大学改善のための研修や講演会などを企画・実施・点検・評価・改善を行う。

(3) 学生募集

1 7) 募集広報部

優れた学生を確保するため、学生募集に関する情報を分析し、効果的な学生募集戦略を立案し、全学的な協力体制のもと学生募集戦略を実行する。

1 8) 入試委員会

学部のアドミッション・ポリシーに基づく学生選抜を行うため、入学試験に関する具体的実施計画を立案するとともに、入学試験を実施・評価し改善をはかる。

1 9) 大学院運営委員会

大学院のアドミッション・ポリシーに基づく学生選抜を行うため、入学試験に関する具体的実施計画を立案するとともに、入学試験を実施・評価し改善をはかる。

(4) 組織・環境・運営・財務

20) 理事会

法人の基本的運営方針や事業計画を示し、経営的視点から学長が定める全学的内部質保証推進組織の在り方を検証し、組織の運用に必要な財源を確保する。

21) 評議員会

法人の示す基本的運営方針や事業計画、事業報告、経営状況等を監視・監督し、運営基盤の強化、教育の質の向上などの観点から理事会と協働して内務質保証の推進を支援する。

22) 監事

理事会、評議員会の業務執行状況を監視・監督する。

23) 法人運営協議会

理事会の諮問組織として法人の構成単位の長により構成し、理事会の活動を支援する。

24) 組織検討委員会

教職員組織の最適化をはかり、適切な教職員の人員配置を推進する。

25) 改革推進委員会

国内外の情勢、教育研究の状況、施設・設備の状態、人的資源の適切性、財務状況等の多角的視点から、大学の中長期的方針の在り方について検討し、必要な施策を提言する。

(5) 社会連携・貢献

26) 社会連携・貢献委員会

建学の精神実現のための社会連携・社会貢献活動に関する方針に基づき、広く社会と連携し、社会に貢献するため活動を計画し、必要な事業を展開する。

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

中長期計画である<KDU2028 計画>（根拠資料 1-16）に基づき策定された年度計画（根拠資料 1-17）は、次年度当初に評価指標に従い自己評価され、結果を事業報告書（根拠資料 2-12）として学長に提出し、それを基に自己点検・評価報告書が作成される。2017（平成 29）年度の前回の大学機関別認証評価では、内部質保証のための全学的体制の強化の必要性と、自己点検の定期的な実施と改善が指摘された。それを受け、不定期であった自己点検・評価報告書の作成・公表を 2017（平成 29）年度から毎年度実施しているほか、自己点検・評価委員会の上位組織としての内部質保証委員会と外部評価委員会の設置、「内部質保証に関する基本方針」の学内外への公表等の方策を行った。2020（令和 2）年度に新設された内部質保証委員会は、自己点検・評価報告書を確認・検証して指摘事項をフィードバックし、改善の必要性と進捗を明らかにすることにより内部質保証の質を担保している（根拠資料 2-5、6）。さらに、学外の有識者による外部評価（根拠資料 2-13）を行って客観性と妥当性を保持し、内部質保証システムの一層の充実に努めている

る。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

本学は、ホームページ等の各種媒体を通じて、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等について積極的な公表に努めている。特に、ホームページによる公開情報は、建学の精神と教育理念（根拠資料 1-10）、3つのポリシー（根拠資料 2-14）、シラバス（根拠資料 2-15）、教育研究に関する諸活動、研究業績（根拠資料 2-16）、自己点検・評価報告書、大学基準協会による機関別認証評価の結果、財務諸表を含む年度別事業報告書、学生数など、多岐に及んでいる（根拠資料 2-17）。これらの公表する情報のうち、法的な義務に基づく公表情報及びこれに準ずる公表情報については、教学 IR 室による精査と事務局長の決裁を経てその正確性を確保している。以上から、本学は社会に対する説明責任を果たしていると判断できる。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

自己点検・評価委員会は、各部局の長により組織され、十分な権限をもって自己点検・評価に取り組むことができる体制が取られてきた。その一方で、各部局の内部質保証はその長に委ねられている部分が多く、必要な改善事項の指摘は行われているものの、各部局の改善活動に関する全学的な視点からの適切性の検証は充分とは言えない状況にあった。

以上の理由から、本学の内部質保証システムの在り方を改めて検討し、2020（令和 2）年度から「内部質保証委員会」を設置した。さらに、2018（平成 30）年に明文化した内部質保証に関する基本方針（根拠資料 2-1）や内部質保証体系図（根拠資料 2-2）は、組織変更等に合わせて定期的に改定を重ねて実効性を担保している。2023 年度は組織変更に合わせて、各組織が設置された目的や組織間の関係性を明確にして夫々の自己点検・評価活動を活性化させるため、主幹委員会を明確に示し（根拠資料 2-18～20）、2024（令和 6）年 3 月に改訂した。また、方針に則り各委員会等の目的の達成に関して、より具体的な到達目標を年度単位計画において設定する方法を検討している。

（2）長所・特色

2020（令和 2）年度に内部質保証委員会を設立し、2022（令和 4）年 5 月には内部質保証に関する基本方針を改定して内部質保証の基本的な考え方、全学的な推進組織をさらに明確にし、具体的な手続きおよび組織の役割分担を整備した（根拠資料 2-1）。<KDU2028 計画>の中・長期的な目標を根幹として、各組織からの単年度計画（根拠資料 1-17）、事業報告書（根拠資料 2-12）を基に、点検・評価・改善・向上に向けた取り組みを行っている。

また、内部質保証を推進するための主に教育上のデータを教学 IR 室が集積し、分析によって問題点を浮かび上がらせ、改善方策の立案の一助となるように年々体制が整備されていることも特色と言える。

(3) 問題点

2017（平成 29）年度の大学機関別認証評価では、自己点検・評価の実施が不定期であることと、全学的な内部質保証体制の構築とそれを適切に機能させることが努力課題として指摘された（根拠資料 2-21）。それを改善するため自己点検・評価報告書を毎年度作成・公表（根拠資料 2-22）するとともに、内部質保証委員会と外部評価委員会を設置し、「内部質保証に関する基本方針」の学内外への公表等の方策を行って 2021（令和 3）年度に改善報告書を提出したが、その時点では自己点検・評価を基にした改善・向上の結果を十分に説明できる状態までに至らなかった。改善報告書の検討結果（根拠資料 2-23）において、内部質保証体制を適切に機能させることと、不断の改善・向上に取り組むよう提言を受けており、引き続き問題点として認識し、継続して改善に取り組んでいる。

(4) 全体のまとめ

これまでに示したように、内部質保証の方針と体制を整備して運用しているが、本学の喫緊の課題である在学生の満足度の向上や歯科医師国家試験合格率の向上、優れた学生の確保といった諸問題への取り組みでは、2023 年度も到達目標の達成に至っていないものがあることもまた事実である。その背景には 18 歳人口の急減、学生の気質の変化、教職員の高齢化に伴う次世代への業務継承、働き方改革に伴う労働環境の変化等といった要因もあるが、これまで以上に更なる全学的な改善の努力が必要である。

中長期計画＜KDU2028 計画＞は、2021（令和 3）年度から「第 3 期改革期（成長期）」に入り、全体の半ばにさしかかったため、中間評価を行って現時点での立ち位置を確認し、必要であれば中期計画に変更を加えることも考慮している（根拠資料 2-24）。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

本学は、1964（昭和39）年の開学以来、一貫して建学の精神の実現に向け、愛の精神を実践できる有能な歯科医師を輩出してきた。さらに、歯科医療の発展には歯科医学研究の充実が必要であることから、研究者の養成と高度な医療を提供できる専門的職業人としての歯科医師の養成を行い、社会に貢献することを目指している。これらの目的のために、本学は教育研究上の基本組織として歯学部（根拠資料3-1【ウェブ】）および大学院歯学研究科（根拠資料3-2【ウェブ】）を開設している。

歯学部は教養・教育学系の1講座、基礎歯科学系の4講座、社会歯科学系の2講座、臨床科学系の12講座、計19講座を置き、教育研究活動を行っている。また旧総合教育部を一部引き継ぐ形で、教育課程の編成に責を負う教育企画部を2021（令和3）年度に設置した（根拠資料3-3）。同部は学長直轄組織で、専任の教授4名、准教授2名から成る。2014（平成26）年からは教学IR室（根拠資料3-4）を整備して専任職員を置き、教育改善を支援する組織として、様々な教育データを収集し、分析を行っている（根拠資料3-5）。

大学院歯学研究科は1975（昭和50）年に開設され、現在は歯学専攻の1専攻としている。運営については、大学院運営委員会がその実務を担い、大学院教授会は、大学院運営委員会等の各種委員会から上程される案件、大学院教授等教員の採用・昇格、学位審査等について、学則（根拠資料1-2）及び大学院教授会規程（根拠資料3-6）に基づき審議している。

さらに研究推進組織として、共有機器を集約的に配備し、各種研究を支援する大学院附属中央研究支援センターを2019（平成31）年に設立した。

附属病院（根拠資料3-7【ウェブ】）は、教育病院としての位置づけを踏まえ、最先端の治療と臨床教育を提供している。学生教育に必要な1口腔単位での治療や、地域の診療所からの紹介患者を受け入れる医療機関として、専門性を備えた治療と教育を行える体制となっており、診療参加型臨床実習の充実や地域医療連携への主体的貢献を果たしている。さらに医科診療科として、内科、腎臓内科、消化器内科、認知症・高齢者総合内科、糖尿病・内分泌内科、画像診断科を開設している。これらの医科の診療科には専門医が所属して歯科と日常的な院内連携を行い、医科歯科連携による診療及び教育の充実化に努めている。臨床研修歯科医に対しては、附属病院と附属横浜クリニック・横浜研修センター（根拠資料3-8【ウェブ】）の2施設を設置し、臨床研修歯科医の円滑な研修を支援している。2017（平成29）年度に開院した新病院は、地域連携支援型の歯学部附属病院として、医科歯科連携の強化をコンセプトに地域医療への貢献に努めている（根拠資料3-9）。

地域医療連携においては、紹介患者の受け入れ（根拠資料 3-10）や、オープンセミナーの開催（根拠資料 3-11）などの地域連携を行っている。

横浜市神奈川区に設置する附属横浜クリニック・横浜研修センターにおいても、教育医療機関としての位置づけを踏まえ、医科と歯科の密接な関係を持たせた卒後研修体制が構築されている。さらに、歯科医師臨床研修施設として、臨床研修歯科医の円滑な研修を支援している。

附属図書館（根拠資料 3-12【ウェブ】）は、図書、学術雑誌、視聴覚資料等に関する資料の収集、管理運営を行い、本学教職員ならびに学生の調査・研究活動の支援、教養の向上を支援すると共に、学生の学修支援機能を備えて運営されている。

以上の組織は、建学の精神に基づく歯科医師及び博士の養成において、適切な教育研究組織を構築するための礎となっている。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究組織の適切性については、自己点検・評価委員会により、全学的な立場から検証を行ってきた。さらに、自己点検・評価委員会の上位組織である内部質保証委員会、外部評価委員会が設置され、内部質保証体制が強化された。

また組織検討委員会では、全学的な施策や企画に基づき、教職員組織の適切性を点検・評価するとともに、人員の適正配置等を考慮し、歯学部及び歯学研究科における円滑な運営を図るための組織と人員配置について検討している。（根拠資料 3-13）。

歯学部における教育研究組織は従来、総合教育部が歯学部教育の責任組織として機能してきたが、2021（令和3）年度からは教育企画部（根拠資料 3-3）がカリキュラム構築の責任組織としてその一部の任を引き継いでいる。

大学院歯学研究科における教育研究組織は、従前の大講座制について見直しが行われることとなった。具体的には、2021（令和3）年度より大講座制に基づく人員配置を廃止し、大学院教育に必要な教員を、1号教員、2号教員および3号教員として発令することとした。

（2）長所・特色

教育企画部は、歯学部教育の推進組織として、高度化を目指した取り組みを組織的に行う機関として運営されている。その成果の1つとして、建学の精神・教育理念、3つのポリシー及び教育課程（カリキュラム）に基づく、入学前から卒業後までの体系化した歯学教育体制の確立と、KDU-LMS（神奈川歯科大学学修管理システム）による教育情報の一元管理の実現が挙げられる（根拠資料 3-14）。KDU-LMSでは、学生個人について、入学から卒業までの学修成果の経過や、生活記録を一元管理することが可能であり、学生の個性を考慮した支援・指導に極めて効果的なシステムとなっている。特に、このシステムは学生の学修及び生活面の記録から、教育企画部の行う歯学部教育の立案に重要なデータを提

第3章 教育研究組織

供しており、教育の質保証の実現に効果的に機能している。

大学院歯学研究科では、大学院教育研究部が教育と研究を総合的に担い、教員組織と事務組織が両輪で建学の精神の実現に貢献している。特にコースワークの充実による大学院教育の高度化として、3年次開講の統合専門科目においては、ディベートや研究発表演習なども実施され、自立した研究者の養成を進めるため、大学院教育委員会が運営における重要な役割を果たしている。大学院の学位審査には、公平性と透明性が求められることから、主査・副査の選任を専門性に基づき行う制度を構築し、大学院運営委員会が運営の責任を担うことにより、学位審査の透明性や厳格性が担保されている。

大学院中央研究支援センターは、高額研究機器の共有化やその情報の発信など、効率的で効果的な研究環境の構築に貢献してきたが、更なる充実化を目的に、2020（令和2）年度からは中央研究支援センター運営委員会、2021（令和3）年度からは競争的資金獲得・研究推進委員会が中心となり発展させることで、研究者の支援体制が強化された。さらに、英文校正、実験の補助、統計などの研究サポートを行っている。競争的資金獲得・研究推進委員会では、科学研究費の申請支援として、若手研究者の申請書類の内容の校閲を行っている。

また、本学には日本初の神奈川剖検センターが設置されており、警察や海上保安庁などと協力し、地域貢献を目指して活動している。附属病院と横浜クリニック・横浜研修センターは、医科歯科連携強化をコンセプトとし、医療関係者や市民へのセミナー等も実施して地域医療に貢献している。

これらの取組は、建学の精神である「愛の精神」の実現を目指すものであり、理念に照らして本学独自の取り組みを行い、世界的にも成果を発信していくことが期待される。

（3）問題点

2021（令和3）年度に組織改編が行われ、新たな教育研究組織による運営を開始しているが、教育研究組織の点検評価と改善をより推進するためには、教育研究組織を点検するための専門的な評価部門を明瞭化する必要がある。また、組織を運営する人材をどのように配置し効率的で効果的な運営ができるかは、今後の大学運営の要点であり、公平性と傾斜性の両輪による人材評価など学長のリーダーシップがより発揮できるよう体制の強化が必要である。

（4）全体のまとめ

教育研究組織については、歯学部および歯学研究科における教育および研究に貢献する組織として、常に新たな息吹を吹き込み続けなければ、最新の教育研究を展開することができない。社会情勢を考慮した組織の点検は益々重要であり、2021（令和3）年度からの新しい運営を目標として、2020（令和2）年度は教職員組織の改編に関する検討が進められた（根拠資料3-15）。その結果、年度内に新組織構想が構築され、2021（令和3）年度から運用を開始したが、今後の施設更新等も念頭に置いた更なる検討が必要になるも

のと考えられる。加えて、常に変化し続ける社会情勢や、COVID-19 後の状況も見据え、各種方針等についても継続的な整備を続ける必要がある。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

<1>歯学部

歯学部では、学士（歯学）の学位に対して、以下の学位授与方針を定め、歯学部歯学科ホームページ（根拠資料4-1）、神奈川歯科大学 CAMPUS GUIDE（根拠資料1-5）、神奈川歯科大学入学試験要項（根拠資料1-8）等を通じ社会へと公表している。

学位授与方針

1. 社会人としての必要な知識、教養、誠実さを備え、多様化する時代に対応できる能力を有する。
 - (1) 幅広い知識と教養を得るための主体的学修を行う能力を有する。（知識）
 - (2) 人間関係を円滑に行うためのコミュニケーション能力を有する。（技能）
 - (3) 社会人としての倫理観と誠実さを有する。（態度）
2. 医療人としての（生命に対する畏敬の念を旨とし、）豊かな愛の精神を備え、問題発見と解決能力を有する。
 - (1) 基礎医学と隣接医学に関する歯科医師として必要な知識を有する。（知識）
 - (2) 患者や医療スタッフと良好な情報共有を図るために必要なコミュニケーション能力を有する。（技能）
 - (3) 情報収集・分析力をもって医療に対する社会的ニーズを把握しようとする姿勢と他者（患者やスタッフ）を敬愛する態度を有する。（態度）
3. 歯科医師として必要な臨床歯学を体系的に理解し、高度な専門的学識を展開できる能力を有する。
 - (1) 歯科保健医療に必要な専門的知識を有する。（知識）
 - (2) 科学的根拠に基づいた歯科保健医療に必要な技術を有する。（技能）
 - (3) 状況に応じて適切な対応が図れるプロフェッショナル意識を有する。（態度）

<2>歯学研究科

大学院歯学研究科では、博士（歯学）の学位に対して、以下の学位授与方針を定め、大学院ホームページ（根拠資料1-11）、神奈川歯科大学大学院 CAMPUS GUIDE（根拠資料1-6）、神奈川歯科大学大学院歯学研究科（博士課程）学生募集要項（根拠資料1-9）等を通じ社会へと公表している。

学位授与方針

1. 高い倫理観を持ち、研究と臨床に必要な諸規則を熟知し応用する能力を身につけている。
2. 歯学専門領域における臨床的課題を発見する能力の育成と同時に課題解決のために、多様な研究方法論を理解し実践する能力を身につけている。
3. 普遍性のある研究成果を広くパブリケーションすることができる能力を身につけている。

ている。

4. 歯学専門領域を横断する幅広い知識に裏打ちされた柔軟かつ俯瞰的な判断ができるマネジメント能力を身につけている。
5. 地域における医療の歯科的課題解決を世界の動向を視野に入れて検討できるグローバルな思考能力を身につけている。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

< 1 > 歯学部

歯学部では、学士（歯学）の学位に対して、以下の教育課程の編成・実施方針を定め、歯学部歯学科ホームページ（根拠資料 4-2）、神奈川歯科大学 CAMPUS GUIDE（根拠資料 1-5）、神奈川歯科大学入学試験要項（根拠資料 1-8）等を通じ社会へと公表している。

教育課程の編成・実施方針

本学は、ディプロマ・ポリシーに掲げる知識、技能、態度を総合的に修得するため、教養系科目、基礎系科目、臨床系科目のすべてを「歯科咬合医療系」、「生命科学口腔病態系」、「社会と歯科医療系」および「神奈川歯科大学固有科目系」という4つのコースで体系的に編成し、それぞれ講義・演習・実習等を適切に組合せた授業を開講する。

知識：教養および基礎医学知識から専門知識まで、全学年を通し累進的なカリキュラムを編成し、主体的学修が身につくカリキュラムを編成する。

技能：コミュニケーション能力および医療技術の教育を段階的に編成し、歯科医師に必要な総合的スキルを体得できるカリキュラムを編成する。

態度：倫理教育およびプロフェッショナリズム教育を累進的に編成し、患者さんと誠実に向き合う医療を実践するためのカリキュラムを編成する。

< 2 > 歯学研究科

大学院歯学研究科では、博士（歯学）の学位に対して、以下の教育課程の編成・実施方針を定め、大学院ホームページ（根拠資料 1-11）、神奈川歯科大学大学院 CAMPUS GUIDE（根拠資料 1-6p72～76）、神奈川歯科大学大学院歯学研究科（博士課程）学生募集要項（根拠資料 1-9）等を通じ社会へと公表している。

教育課程の編成・実施方針

当該歯学専攻では、自立した研究能力を備えた主に高度な専門性を有する歯科医師および研究者を養成するという人材養成目的に適う教育課程の編成を行う。

特にコースワークの充実として共通必修講義・演習を6科目配置すると同時にコースワーク（講義・実習・演習）からリサーチワーク（研究・論文作成）の有機的な連携を考慮して編成した。さらに臨床歯学を体得するためのクリニカルワーク（臨床研修）を行い、課程制大学院制度の趣旨に準拠して体系的な教育課程を編成した。

カリキュラム・ポリシーは以下の通り。

1. 指導的な歯科医師および研究者に必要な倫理規範を教育し、高い倫理観を備えた人材を育成するための教育を行う。

第4章 教育課程・学習成果

2. 歯学研究領域における高度な専門的知識・技能・態度を教育し、学術面で指導的な人材を育成するための教育を行う。
3. 研究成果を公表する手法を教育し、高いパブリケーション能力を育成するための教育を行う。
4. 研究過程において生じるあらゆるデータを適切に管理・保存・運用するための教育を行う。研究データの管理は優れた研究を行う上で必要不可欠であるという認識を醸成する。
5. 課題に対して柔軟かつ俯瞰的な考え方の基本を教育し、高いマネジメント能力を育成するための教育を行う。
6. 国際化に対応した語学力や国際的な活動の基本を教育しグローバルに活躍できる能力を育成するための教育を行う。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

< 1 > 歯学部

歯学部では、大学設置基準第19条に定められる教育課程の編成方針や、歯学教育モデル・コア・カリキュラムを遵守した上で、2013（平成25）年度に1年間を5つのstageに分割し、1stageを約8週間とした5stage制を導入し、短期集中型の教育課程を編成することにより、「学士力」の向上を目指した教育改革を実行した。5stage制は、単に学期を細分化するものではなく、歯科医師を育成する上で必要な教育科目を体系的な4系統のコースに分類している。4系統のコースは、歯科咬合医療系、生命科学口腔病態系、社会と歯科医療系、神奈川歯科大学固有系から構成し、各コースは学修の順位性を考慮して初級から高度な内容へと積み重ねることにより確実に学修が進むよう配慮されている。教育課程の編成においては、コース間の関係性、各モジュールの教育目標の妥当性についても顧慮している（根拠資料4-3～6）。

更に2021年度（令和3）年度に講座・分野とは別に、学長直轄組織として教育企画部（根拠資料3-3）が新編され、カリキュラム・ポリシーに基づき、学生満足度向上を一義としてシームレスな教育課程の策定を行っている（根拠資料4-7）。教育課程の実効性については、年度計画やアセスメント・ポリシーで提示した評価指標の達成度、各種アンケートの結果等によって測定し、改善すべき点を見極めた上で教育企画部が具体策を立案している。

2022年度（令和4）年度より1年生のStageVをStageIからIVまでの学修内容を振り返る期間として位置づけた。初年次教育では、可及的に講義内容の重複を避け、講義のコマ数を調整している。高校生で一部の理科系科目を選択してこなかった学生、あるいは文系科目が得意で理数系科目に苦手意識を抱いている学生へのリメディアル教育として、導入のための「基礎科学」を設け、同時に既に十分な基礎学力を身に付けている学生には、「歯科医療体験・見学演習」を選択科目として設けた。

また国際性を育むために主体的に取り組む科目として、韓国語入門や中国語入門を自

由科目として設定した。数学・物理・化学・生物については、1年生のみならず2年生以降の歯科専門科目との連続性を持たせ、広い視野で理解できる力を養うことを目指した（根拠資料4-8、9）。また文部科学省が充実化を目指す「数理・データサイエンス・AI」、「キャリアデザイン」、「栄養学・食育」を加え、歯学教育モデル・コア・カリキュラムに沿うように「チーム医療概論」に係る教育を充実させた。継続的な自己改革を展開できる批判的思考力、主体性などの育成を期待する「PBL演習」を取り入れている。更には、本学ならではの特徴といえる留学生が一定数在籍すること、国際性涵養の必要性を踏まえて、2022（令和4）年度に異なる価値観や文化を理解し、多様性が加速する社会に対応できるよう「異文化コミュニケーション」を新たな科目として設けた。

2023（令和5）年度には、前年度より1年生に導入されていた振り返り学修を2～3年生も実施した。また、前年度授業評価アンケートの結果を踏まえ、授業目標の変更やグループワークを取り入れる等の工夫をしている。2年次では、歯科咬合医療系および生命科学口腔病体系科目を配し、体系的なプログラムを編成している。3年次、4年次では、可及的歯科臨床の流れに沿ったプログラムを構築し、各モジュール内に専門領域の異なる複数の教員を配置し、分野横断的な教育が実施できるよう配慮している。また、医学系教育を統合したモジュール「総合医学」では全身疾患と歯科との関係について重点を置き、医師が教育を行っている。

なお、数理・データサイエンス AI については文部科学省「数理データサイエンス AI 教育プログラム（リテラシーレベル）」の認定を受けた。（根拠資料4-10、11）。

2024（令和6）年度は、StageVの位置付けをさらに深化させ、成績が優秀（Stage I～IVまでの平均 GPA3.5 以上の学生）（根拠資料4-12）で学習態度も優れた学生のために、StageVを柔軟に活用した「自己探求学Ⅰ～Ⅲ」を開講する予定である。自分に合った方法で、様々な価値観の人たちと交流し、新たな気づきと自己成長の機会を得ることを目的とし、具体的には、ボランティア活動、研究、インターンシップ、国内外短期留学での研鑽・体験等を通じたアクティブラーニングを自分で選んで実践することに単位を認定することとした（根拠資料4-13 p 16、17、4-14 p 12、13）。

さらには、学生参画によるカリキュラム等の要望を収集するため、学生副学長（仮称）を公募する予定である（根拠資料4-15）。

< 2 > 歯学研究科

カリキュラム・ポリシーに対応する科目は以下のとおりである（根拠資料1-3、4-16）。

①指導的な歯科医師および研究者に必要な倫理規範を教育し、高い倫理観を備えた人材を育成するための教育を行う。

対応科目：研究基盤学・専門科目入門・学術発表演習

②歯学研究領域における高度な専門的知識・技能・態度を教育し、学術面で指導的な人材を育成するための教育を行う。

対応科目：専門科目入門・専門科目実習・多分野最新研究学

③研究成果を公表する手法を教育し、高いパブリケーション能力を育成するための教育を行う。

対応科目：研究基盤学・学術発表演習・医学統計演習・医学英語演習・統合専門科目演

習→研究・論文指導

④研究過程において生じるあらゆるデータを適切に管理・保存・運用するための教育を行う。研究データの管理は優れた研究を行う上で必要不可欠であるという認識を醸成する。

対応科目：多分野最新研究学・統合専門科目演習・選択科目特論 I

⑤課題に対して柔軟かつ俯瞰的な考え方の基本を教育し、高いマネジメント能力を育成するための教育を行う。

対応科目：統合専門科目演習・研究論文演習

⑥国際化に対応した語学力や国際的な活動の基本を教育しグローバルに活躍できる能力を育成する。

対応科目：研究基盤学・医学英語演習・統合専門科目演習・選択科目特論 II

1、2年次では、基礎的な素養を身につけるために全員が履修する共通必修科目を開講しており、対面とオンラインのハイブリット方式の講義を実施、対面型として双方向型で2校地（横須賀および横浜）同時に開講している。専門科目は、希望する科目により2校地に分かれて実施される。さらに選択必修の専門科目として入門と実習を開講し、歯学専門分野の知識を教授している。この入門の履修科目を選択することにより、その後の実習および演習で選択する科目は併せて決定される。以上の科目群によりコースワークの軸が構成されている。

3年次に開講する統合専門科目演習は、多分野による分野横断的科目として演習を実施し、コースワークとリサーチワークの橋渡しの役割を果たすと同時に、リサーチワークに厚みを持たせるための横断的思考力を養成する科目として開講している。さらに、3年次後期から4年次に特論 I および II の専門性が高い選択科目を配置している。

具体的には、1年次の共通必修科目は、前期に研究基盤学（2単位）において、一般的な研究倫理に重点をおいた授業を行っている。さらにキャリアプランニングに関する授業、知的財産や企業と大学との関係性についても教授し、研究者として身につけなければならない基礎的な素養を養成している。また、後期には、医学英語演習（2単位）及び医学統計演習（2単位）の科目を開講している。医学英語演習は、医学英語の基本、英語論文の読解、英語でのコミュニケーションの基本を教授し、グローバルに活動するための基本的能力を養成している。医学統計演習は、統計学的な思考を身につけるために、基本となる研究デザインについて学ぶと同時に統計学の基本となる知識を教授し、実際に分析ができるよう養成している。

1年次選択必修科目は、専門科目入門（4単位・通年）において、各専門分野に関する基本的な知識を教授し特徴を理解させると共に、当該専門領域の研究を行う上で必要な基礎的な素養を養成している。また、各専門分野に特徴的な倫理関係の事項について教授している。

2年次共通必修科目は、前期に学術発表演習（2単位）を履修し、学会での発表の仕方と論文の執筆に必要な知識と技能を教授すると同時に、科学的思考について演習し、論理的思考のできる研究者に必要な能力を養成している。また、科学論文の執筆に必要な倫理規範を教育している。後期には、多分野最新研究学（2単位）において、歯学研究者とし

て必要な各論的共通課題について取り上げ、特に歯学の基礎・臨床・疫学研究における研究デザインの構成論、歯学教育概論およびトランスレーショナルな視点からみた最新の研究紹介などを行う。

2年次選択必修科目の専門科目実習（4単位・通年）は、専門科目入門を基礎として、実習を通して知識の深化と技術を教授し、研究を行う上での各専門分野における応用的な素養を養成している。

3年次の必修選択科目統合専門科目演習（4単位・通年）では、分野横断的に統合的な知識を教授すると同時に、個人、グループ単位での演習（テーマ毎プロダクト作成→発表→質疑応答→指導教員・学生同士によるフィードバック・評価、あるいは、テーマ毎に賛成・反対そして判定グループに分かれ、ディベートとその判定を行う。）を通じ専門分野を広く俯瞰的に思考できる能力を養成している。これにより、多面的に検証する能力を身につけさせ、リサーチワークの高度化につなげるための、コースワークの総仕上げを行っている。選択科目特論Ⅰ（4単位）を後期に開講し、各大学院生が自らの選択した専門分野以外で、リサーチワークで必要とされる知識を学ぶため必要な科目を選択するようにしている。

4年次には、選択科目特論Ⅱ（4単位・通年）を開講している。最終学年であり、世界の研究動向を踏まえたグローバルな思考能力の養成を図るため、各専門分野における世界的な課題を紹介すると同時に、専門分野の高度な知見による解決の方法論を教授している。4年次は将来的に論文指導科目として研究論文演習（4単位・通年）により学位修得のための論文作成過程へと導いている。

なお、歯学部とは異なり1年は前期及び後期の2期制とし、各期は15週としている。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

<1>歯学部

学則（根拠資料1-2）に基づき、全ての授業計画と各モジュールはKDU-LMS内のシラバス上で随時更新され、進級判定基準とともに学生ポータルサイトから随時確認できるようになっている（根拠資料4-17）。具体的には、モジュールのGIO、モジュール内に含まれる各ユニットのGIOとSB0s、当該モジュールとカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーとの関係、授業日程、授業時間、ユニットとサブユニットの詳細、授業ごとの目標、キーワード、科目担当責任者、授業担当者、方略、事前・事後学習内容、教科書・参考書・配布資料、評価方法、オフィスアワーなど、必要な情報について明示している（根拠資料4-18）。履修方法や授業についての説明は履修ガイド（根拠資料4-19）を用いてガイダンスを行っている。授業の内容、方法等に変更の必要を生じた場合は、科目担当責任者がオンライン上のシラバスを変更し、変更があったことを講義用LMSトップに明示して、迅速に学生へと周知している。

授業担当者は、シラバスに則って講義・実習・演習等を展開し、教育補助員が、録画した全てのビデオ授業を確認し、授業の内容に則して目次を作成して学修者に公開し、利便

性の向上に努めている。録画した授業のビデオのオンデマンド配信は、学内の LAN によって大学に敷地内でのみ視聴を可能としていたが、COVID-19 パンデミックの発生を契機に2020(令和2)年度からは自宅等外部からも視聴ができるようにシステムの改変を行った。

シラバスに基づいて授業がきちんと展開されているかについて、各学期の終盤に授業担当者とは異なる教学部職員が、学生への授業評価アンケートを実施して評価を行い、その結果について各授業担当者へのフィードバックを行っている(根拠資料4-20~23)。また、学生自身の学習成果の実感、自学自習の実態等を調査するアンケートを実施・分析し、(根拠資料4-24)学習の活性化や効果的に教育を行うための方策立案のための資料としている。

主体的学習を促進するための環境づくりとしては、小グループ学修などにおいて多目的に使用できる多目的実習室、図書館内にラーニング広場、繰り返し自己学修や補完教育に使用できる e-learning システム等を整備してきた。5年次・6年次教育においては、毎日の学修内容への指導教員におけるフィードバックや疑問や質問への速やかな対応が可能となるよう教室の配置を行い、更に演習形式の学修を積極的に導入することにより、主体的学修の促進をはかっている。

<2>歯学研究科

学則(根拠資料1-3)に基づき、歯学研究科では個々の学生に対して指導教員が研究指導計画(根拠資料4-25)を作成し、それに基づいて教育研究指導及び学位論文作成指導を行っている(根拠資料4-26、27)。指導計画には、単位履修計画、指導体制、年次計画及び評価を記載するようになっており、毎年度の始めに大学院教育委員会で確認の後、大学院運営委員会で審議され、大学院教授会で審議及び承認される。指導計画の内容は、指導が円滑に進むように、指導教員と学生の間で共有されている。

また、研究評価者を配置して、研究及び研究指導が計画どおり進んでいるか、その進捗状況について、第三者的な視点からチェックするシステムも整えている。研究評価者は、直接指導する大学院教員以外の大学院指導教員の中から大学院教育委員会によって指名され、少なくとも年に2回(前期・後期)は学生と面談を行い、課程記録ノートの記載状況・指導計画の理解状況・指導担当者とのディスカッション頻度・研究の進捗状況等について確認し、その結果を大学院教育委員会に報告(9月、3月)することとしている。大学院教育委員会は報告の結果を審議し、大学院運営委員会・大学院教授会に報告する。研究評価者より提出された報告書は指導責任者にフィードバックされる。

学位論文審査においては、原則として学位申請年の初めに学位申請事前申込書を提出し、学生ごとに学位審査委員会が組織される。学位審査委員会は主査及び2名以上の副査により構成され、主査1名は学位審査権を有す大学院指導教員、副査2名以上は全大学院指導教員の中から論文の内容に適する教員が大学院運営委員会によって指名され、大学院教授会で審議の上承認を受けることとされている(根拠資料1-6p72~76)。

個々の学生の研究進捗状況を大学院として組織的に確認するため、学位申請の1年前までに最低1回は行うことを義務付け、希望があれば複数回実施することも可能であり、最終的に、3年共通科目演習内で発表し全員が修了する事となっている(根拠資料4-28)。

2023（令和5）年度は、COVID-19の5類移行に伴い、講義ならびに中間発表ともに対面で実施した。中間発表は、多分野の指導教員から広く意見を求め、明確性・論理性・実証性・独創性等について客観的に評価される（根拠資料4-29）。また、各学生は学位審査を受ける前に公聴会での発表も終えていなければならず、公聴会で指摘された事項について検証あるいは修正後、最終的に学位審査の申請を行うこととしており、学生の学修を活性化している。

講義のシラバスには、キーワード、授業概要、学修目標、授業計画および担当教員、教科書および参考書、履修に必要な予備知識や技能および一般的な注意、達成すべき行動目標、成績評価の方法、評価の要点、および理想的な達成レベルの目安が示されている（根拠資料4-30）。このシラバスは統一した書式を用いて作成されており、作成後は大学院教育委員会で確認して必要に応じて加筆修正を求めた上で、大学院運営委員会で審議し、さらにその結果について大学院教授会へと報告して審議され、承認を受けている。そのうえで、シラバスを学生にあらかじめ公表し、シラバスに基づいた授業が展開されている。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

<1>歯学部

各授業科目の評価方法についてはシラバス上に明示し、各学年の進級判定基準については、履修ガイド（根拠資料4-19）、ホームページ（根拠資料4-31）、学生ポータルサイト上（根拠資料4-17）および教職員専用ページの履修ガイド（根拠資料4-32）に掲出して学生及び教職員に対しその基準を明確に公開するとともに、各学年の年度初めに行われるガイダンスにおいて学生への周知をはかっており、この基準に基づいて適切な評価を行った上で単位を認定している。成績評価・単位認定、学位授与の適切性についての学生側の意見は、卒業時にアンケートを行い、参考資料としている（根拠資料4-33）。

2022（令和4）年度1～4年次の成績評価については、COVID-19蔓延の状況下で実施していた対面およびオンライン形式での授業方法や、学生への授業評価アンケートの結果等を基に、教育企画部と総合歯学教育学講座との合同会議において検証の上、変更を行った。1）実習と講義の評価を分けることについては、実習と講義を包括的に評価することとした。2）アクティビティ評価（主体的学修評価：レポート、事前試験、口頭試問、実習態度、実習プロダクト、観察記録など）とモジュール（科目）試験評価の比率については、科目間の公平性を保ちつつ、独自性を考慮した上で、原則として実習がない科目はアクティビティ評価30%、モジュール試験評価70%とし、実習のある科目は、アクティビティ評価40%、モジュール試験評価60%とした。ただし、評価の割合は科目の独自性に配慮し、10%の範囲における変動を各科の裁量とした。またユニット試験（授業到達度確認のための形成的試験）については、学生の学修到達状況の確認及び教員の学修活動の確認・改善に役立てることを目的とし、評価に入れないこととした。しかしながらGPA算定科目においては、ユニット試験をStage中に1回以上行うことを推奨している。変更内容については、教員全員参加によるFDを行って周知徹底した（根拠資料4-34）。2023年度は上記を踏まえた上で評価の割合における各科裁量を、モジュール試験のある科目の

みとした（根拠資料 4-35）

なお、学生が授業を欠席した場合、本学では欠席時間数による受験停止を設けず、モジュール試験までに欠席した授業の補完授業を受講することを必須として、受験資格を認める制度を設けている。講義、演習を欠席した場合はオンデマンドで受講することで、受講報告を提出するとともに視聴時のログにより確認して管理している。また実習を欠席した場合は、速やかに科目担当責任者と学年メールを用いて連絡し、補完を行い修了させている。

モジュールの不合格には2種類のパターンがあり、モジュール GP が 1.0 未満の者とモジュール GP は 1.0 以上であるがモジュール試験の得点率が 60.0%未満の者が再試験となる。モジュール試験の再試験は、大学の定める再試験期間（1年生は10月、12月、2月、2・3年生は12月、2月、4年生は8月、1月、2月）に行われている。またモジュールによっては、大学で定めた再試験以外にも再試験が行われることがあり、実施される際には学生掲示板、KDU ポータル等で周知している。各 Stage の成績発表後、不合格モジュール（GP1.0 未満）があった場合、学生は科目担当責任者に連絡を取り「フォローアップ学修」という自己学修の指示を仰ぎ、未修得分野の補完を行った後、最終再試験を受験し、進級判定基準を満たした場合に単位を認定し、進級を認めている。5年次、6年次は臨床実習期間であるため、態度・知識・技能の3領域に対し、各領域にそれぞれ詳細な判定基準を設け、PostCC-PX の合格と共に全ての評価基準を満たした場合に単位を認定し、進級あるいは卒業を認めている。

歯学部における単位の設定は、講義ならびに演習は、22.5時間の授業と22.5時間の自己学修をもって、実習及び実技は30時間の授業と15時間の自己学修をもってそれぞれ1単位として定めており、2023（令和5）年度の総単位数は219単位（自由科目を除く）であることから、学校教育法第87条、大学設置基準第32条第2項に定められる188単位の修得条件を十分に満たしている（根拠資料 1-2 別表）。

大学設置基準第32条第2項に定められる基準に則り、本学に6年以上在学し、教育目標を達成するために設けられる授業科目の単位を全て取得した学生に対し、卒業を認め学位を授与している（根拠資料 1-2p48）。

各学年の進級判定および学位授与は、基準に則って判定が行われ、教授会の審議を経たのち、学長による認定が行われている。

<2> 歯学研究科

大学院歯学研究科では、履修科目（基本科目、専門科目、統合専門科目、および選択科目）の成績評価については、神奈川歯科大学大学院歯学研究科履修方法等規程（根拠資料 4-36）第8条の定めにしたがい、それぞれ授業科目を担当する教員が行う筆記試験、口頭試験および研究報告等によって評価している。また、研究については、年度初めに研究指導計画を提出し、研究の内容、進捗状況等について、研究評価者による評価が行われる。履修科目の成績と研究の評価は、研究科長に提出され、大学院教授会による承認を受けることとしている。最終的な成績は、優（100～80点）、良（79～70点）、可（69～60点）、不可（59点以下）の4段階で評価され、可以上を合格として単位を認定している。

また、神奈川県内大学院学術交流協定に基づき、本学以外での履修による単位を積極的

に認めると同時に今後の大学間交流を検討し、単位互換制度の確立を進めている。

研究活動の充実化については、前述のとおり1年次より指導計画書を作成して研究活動を行い、毎年研究評価者からチェックを受けつつ研究を進展させ、2年次から学位申請の1年前までに中間発表（公開）を行う。この中間発表の目的は、論文作成のための研究内容に関する研究科としての確認と助言である。中間発表は、学位申請の1年前までに最低1回は行うことを義務付け、希望があれば複数回実施することも可能であり、最終的に、3年共通科目演習内で発表し全員が修了する事となっている。また研究のブラッシュアップの場として活用できるよう配慮されている（根拠資料4-28）。

4年次には、学位論文の審査を受けようとする学生は、年次当初に学位審査事前申込書を提出する。学位申請論文の審査基準規程は、大学院ホームページ（根拠資料4-37）にて公開しており、CAMPUS GUIDE（根拠資料1-6）に掲載し学生へも周知している。さらに、論文内容を公表するために公聴会での発表が義務化されている。公聴会は年6回程度開催される。公聴会終了後に、学長宛に学位審査願いを提出する。その後、学位審査委員会を開催して論文審査と最終試験が実施され、その結果について教授会に審議が付託される。大学院教授会では学位審査委員会委員長（主査）及び当該学生からの審査要旨及び内容要旨の報告後、質疑応答を経て合否が判定され、合格した大学院生に対して博士号の学位を授与している。

学位授与については、神奈川歯科大学大学院歯学研究科学則（根拠資料1-3）、神奈川歯科大学学位規程（根拠資料1-6p72）、神奈川歯科大学学位規程施行細則（根拠資料1-6p73）、学位申請論文の審査基準規程（根拠資料1-6p74）の定めるところに従い、本学大学院歯学研究科に4年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で学位論文を提出し、審査及び最終試験に合格した者に対し授与している。

ただし、在学期間に関しては、格段に優れた研究業績をあげたと認められた者については、3年以上在学すれば足りるものとしている。この修業年限短縮学位申請で優れた研究業績と認める基準については、大学院教授会において申し合わせ事項として審議し、客観的に判断が行えるようにしている。

学位審査の運営は、大学院運営委員会にて進行監理が行われる。学位審査を受けようとする年次になった学生は、学位申請事前申込書を提出する。大学院運営委員会は、この申込書に記載された論文内容、指導計画書、専門分野別教員一覧の3つの資料を基に、学位審査委員会を構成する主査1名、副査2名以上の候補者を選出する。主査1名は、学位審査権を有す大学院指導教員、副査は全大学院指導教員中の2名以上が担当する。また、審査により高い専門性が必要となる場合には、学外より副査を登用することもできる。

審査委員には、担当指導教員、学内共同研究者、論文共著者である教員は選任できない規程となっており、候補となった審査委員は大学院教授会に上程され、審議の後に投票による承認を受け最終決定されることとしている。本システムにより、審査委員の選任に対して厳格性と透明性を確保することで、学位審査の質と公平性の担保をはかっている。

論文完成前に学位審査委員会を編成するのは、学位審査が一過性の審査でなく、論文内容を時間的にも質的にも経過を踏まえてより厳格に審査するためである。このことは、厳

第4章 教育課程・学習成果

格な審査を行いながらも、課程制大学院の趣旨に沿い、教育指導的な側面が必要との考えを踏まえている。

学位申請論文が完成し本申請が行われた場合、申請のための資格審査を大学院運営委員会で実施して確認後、大学院教授会により再度確認の上、予備審査の開始を審議決定する。その後に、前述の過程で選出された学位審査委員（主査・副査）による本格的な論文審査と最終試験を行い、審査に関する報告書を大学院教授会に提出し、学位授与の可否についての審議が行われる。

学位申請論文の審議のための教授会は、2/3の出席が必要な規程となっており、委任状での出席は認めていない。学位申請論文は、事前に大学院教授会構成員に配布し全員が査読し、教授会で審議を行い参加者の2/3以上の賛成が得られた場合に学位授与が決定される。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

<1>歯学部

歯学部では、学位授与方針に明示した学習成果を学生が確実に習得することを意図した、学年毎に適切に配分された教育課程を設計し、運用している（根拠資料4-3～5）。その評価は、試験問題作成システム（ESS）を用いて良問のみで構成された試験を実施することによって評価の質を担保し、アセスメント・ポリシーで示すモジュール試験、1、2、3年次の学年末総合試験、4年次歯学系共用試験、5年次臨床座学試験、歯学系共用試験（PostCC-PX）、6年次認定試験、最終試験等によって評価している。また各stage終盤に授業評価アンケートを実施し、授業内容の検証も実施している。各種の試験や授業評価アンケートの結果は教学IR室で集計・分析され、教育企画部で評価を行うと共にモジュール責任者、コース責任者にフィードバックを行い、改善策を提示してもらうことで教育内容・方法の改善を行っている（根拠資料4-20～23）。

特に歯学系共用試験CBT・OSCE及び国家試験の結果は、本学の教育成果を他大学と比較できる具体的な教育成果の評価指標と考えられることから、国家試験結果を起点とした分析を行い（根拠資料4-38）、各学年の進級判定基準の妥当性について定期的に検証して見直しを行うとともに、ディプロマ・ポリシーそのものについても適時見直しを実施している。

また、教育課程や教育内容・方法改善のために全学的な取り組みを行うため、FD・SD委員会と教育企画部、教育委員会、大学院運営委員会等が協働し、授業改善や、教職員の教育スキル・カリキュラムマネジメントスキル等の向上を目的としたFD・SD講習会を継続的に実施している。FD・SD講習会は年間約10回開催されており、PBLチュートリアルやコーチング等、教職員のスキル向上を目的とする内容や、シラバス作成のためのワークショップ、実習カリキュラムプランニング、実習評価ワークショップ等様々な内容を網羅して実施している（根拠資料1-14）。

<2>歯学研究科

学位授与方針に明示した学生の学習成果の到達度については、1～4年次における各科目の履修状況や試験等において把握し、評価している。1～2年次の共通科目については履修状況の評価を行うとともに、理解度を確認・把握するために、2年次後期にコースワーク到達試験を実施している。コースワーク到達試験の合格は大学院修了の要件となっている。1年次から指導教員の元で実施している研究活動については、研究の進捗状況を客観的に評価し、把握するために、研究評価者による年2回の評価や中間発表を行っている。研究評価者による評価では、当該学生の研究指導をする教員とは別の第三者的な教員が、学生の研究経過を記録する課程記録ノート（根拠資料 4-39）などを元に面談を実施し、研究指導の状況や研究の進捗状況を把握して大学院教育委員会、大学院運営委員会および大学院教授会に報告している。中間発表では、特に研究における倫理的な配慮、研究デザインや研究内容、研究の進行状況等、学位論文作成過程に関する研究科としての確認と助言を行っている。最終的に中間発表は、3年次の演習科目内の研究発表終了後に行う。また、中間発表を最低1回は必ず行わなければならないが、複数回実施することも可能であり、研究のブラッシュアップの場として活用されている。さらに、4年次の学位審査において、学位審査委員会が学生に対して学位授与方針が身につけていることを意識した質問をするように、学位審査委員会が提出する書類「学位審査委員用チェック項目・提出用紙」にチェック項目が記載されたチェック項目に基づき評価されている（根拠資料 4-40）。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

< 1 > 歯学部

歯学部では、2021年（令和3年）4月に教育に係る戦略的な意思決定を行うため、学長直轄組織である教育企画部が新編され、専任教職員を配属し、学長の意思決定や教育に係る総合的な企画を行うとともに、教育課程の編成と検証、学生協働による各種教育制度や施設等の見直し等を行っている（根拠資料 4-41）。

2023（令和5）年度のカリキュラム編成にあたっては、学生の成績、授業評価等の各種アンケート結果等から、進級判定に係わる総合試験の成績向上の必要性が提起され、対策として、前年度より1年生に導入されていた振り返り学修を2～3年生も実施するという改善策を提案・導入した（根拠資料 4-42、43）。また、5年生の臨床実習において、一部留学生の医療面接における日本語能力不足が指摘されたことから、日本語科目の見直しを行い、継続的に日本語教育科目を設定し、段階的な評価基準を設けて改善をはかったことにより、OSCE（共用試験）の点数が向上する等の効果が見られ始めている（根拠資料 4-44）。

こうした教育課程の自己点検・評価は、教育企画部が主体となり、教学IR室が蓄積した各種データとそれを用いた分析結果を基に、現状分析、改善策の立案、結果の検証を繰り返し行い、教授会やFDを通じて様々な視点からの意見を取り入れた上で、学長、副学長、研究科長、教学部長、教育企画部等から成る全学的教学マネジメント組織であ

る教育委員会で決裁している（根拠資料 2-2）。

< 2 > 歯学研究科

大学院では、教育課程の編成・実施方針の適切性については、まず大学院教育に関する事項を企画調査、審議する大学院教育委員会において点検を行っている。大学院教育委員会で実施した調査および審議された内容は、その結果について毎月開催される大学院運営委員会において報告して審議され、さらに大学院教授会において報告及び審議を行うことにより定期的な検証を実施している（根拠資料 4-45）。検証に際しては、成績はもちろん学生からの授業評価アンケートの集計結果、大学院教育に関連する社会情勢についても考慮している。研究評価者による評価に関しては、単に数値で評価することなく、研究の進捗状況が具体的にわかるような内容の評価報告書に修正した（根拠資料 4-46）。

（5）長所・特色

< 1 > 歯学部

歯学部では、他大学に類を見ない 5 stage 制を導入し、短期集中型の教育課程を編成している。また、歯科医師を養成する上で必要な教育科目を体系的な 4 系統のコースに分類し、学修の順位性を考慮して積み重ねることにより、効率的・効果的に学修が進むように配慮している点は、先駆的かつ独自性のある本学の特色である。授業計画をシラバス上に記載し、成績評価基準とともに学生ポータルサイトから随時確認できる点や、授業が全て録画されオンデマンドで繰り返し復習できる点は、学生による主体的学修を支援する仕組みとして有効と考えられる。アクティビティ評価、モジュール試験といった多面的な成績評価についても、文部科学省の求める多面的評価の実施として評価できる。

また、学生の入学から卒業に至る成績等のデータを教学 IR 室に集約してデータベース化し分析を行い、教育企画部で学務により良い施策の展開に利用しており、学生のニーズに即して常にブラッシュアップする体制が構築できているところは長所・特色であると考えられる。

< 2 > 歯学研究科

大学院では、第三者による研究評価者制度を設け、学生の学修進捗状況を 1 年次から客観的に監督することとなっており、学生の教育が円滑に進められるように配慮されている点は先駆的かつ独自性があるものと評価できる（根拠資料 4-46）。また、2 年次から学位申請の 1 年前までに求められている中間発表も、特に学位論文作成に向けての研究の進捗状況の把握と、研究計画等を含めた内容の評価を行う上で、指導教員のみでなく、多くの教員の目による客観的な評価がなされるという点で優れた仕組みであると考えられる（根拠資料 4-28）。さらに、学位審査については、客観的に審査委員を選びながら、教育的学位指導を行う点は、極めて課程制大学院の趣旨に沿う本学の特色と言える。

（2）問題点

＜1＞歯学部

歯学部では、学生による能動的な学修を支援する環境に対する整備が継続的に進められているものの、教育企画部によるカリキュラム改善効果の検証は始まったばかりであり、現在のところ十分であるとはいえない。引き続き教学 IR 機能を強化する一方で、学生満足度向上のために、授業評価アンケート、グーグルフォームを用いた学年アンケート、学生参画による聴き取りを開始し、その結果をカリキュラム編成に反映しているところであり、今後の成果が待たれる。

＜KDU2028 計画＞で目標に掲げた「全学年における留年休学率 20%前後への平均化」については、低学力者を考慮したカリキュラム編成はもちろんのこと、学年主任・担任が一丸となった手厚い面談を実施しているところであるが、2020（令和 2）年度に一時全学平均の目標値以下まで低下したものの、その後再度上昇傾向にあり、平均化は進んでいない（根拠資料 4-47）。

＜2＞歯学研究科

共通講義に関しては、2019（令和元）年度からカリキュラムを見直し、2021（令和 3）年度入学者より 3 年演習科目を口腔科学演習に統一し、口腔科学における俯瞰的な判断を行う素養を身につけ、各学生の研究活動における多角的、総合的な検証を行うことを目的として開講した。また、大学院入学当初から博士（歯学）の学位に相応しい学位論文作成を目標とする意識の醸成を図るために、共通科目のカリキュラムについても、学生の学位論文の内容が多様化しておりそれに対応した更なる検討が求められる。

（3）全体のまとめ

＜1＞歯学部

歯学部では、授与する学位に対する授与方針を定め、教育課程の編成・実施方針に基づき、歯科医師を養成する上で必要な授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。学生の学修を活性化し、効果的な教育を行うために、学生ポータルサイト等を活用したシラバス等を含むシステムの確立や、授業を録画したオンデマンド配信を行っている。2022（令和 4）年度以降も、2020（令和 2）年度に COVID-19 対策として確立したオンライン講義用 LMS を継続的に活用し、オンライン形式と面接形式のハイブリッド型授業を実施してきているところである。

成績評価においては、アクティビティ評価、モジュール試験評価による多面的評価を行い、単位認定や学位授与においても、態度・知識・技能の観点から適切な評価を行っている。学位授与方針に明示した学生の学修成果は、各学期末試験、各年度末の総合試験（1～3 年次）、共用試験（4 年次）、臨床座学試験（5 年次）、認定試験及び最終試験（6 年次）等により適切に把握及び評価している。

教育課程及びその内容、方法の適切性については、教育委員会及び教授会において、定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

＜2＞歯学研究科

大学院歯学研究科においても、授与する学位に対する授与方針、学位に対する教育課程

第4章 教育課程・学習成果

の編成・実施方針を定めて公表している（根拠資料 1-6、9、11）。教育課程の編成・実施方針に基づき、必要な授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。学生の学修を活性化し、効果的な教育を行うために、研究評価者制度（根拠資料 4-48）を設け、コースワークとリサーチワークの進捗状況の把握を客観的に行っている。また、2年次から学位申請の1年前までに中間発表を行い、リサーチワークの進捗状況を全大学院指導教員で把握し、必要な助言を行い、リサーチワークが円滑に進むように支援する環境を整えている。成績評価においては、筆記試験、口頭試験及び研究報告等による多面的評価を行い、学位授与においても、指導教員や共同研究者などを含まない学位審査委員会、及び全教授による大学院教授会における学位最終審査による客観的かつ適切な評価を行っている。学位授与方針に明示した学生の学修成果は、コースワークにおいては2年次後期に実施するコースワーク到達試験、学位授与に対しては学位審査委員会における学位予備審査と大学院教授会における学位最終審査で適切に把握及び評価を行っている。教育課程及びその内容、方法の適切性については、大学院教育委員会、大学院運営委員会及び大学院教授会において、定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。さらに、教育委員会に大学院運営委員会、大学院教育委員会より数名出席し、歯学部、歯学研究科相互に定期報告、意見交換を行い、本学教育関連の一貫性と充実に努めており、引き続き不断の努力を傾けていきたい。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

<1>歯学部

歯学部では入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいた教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえたうえで定めている。本学の建学の精神、教育理念、医療理念等とともに、歯学部ホームページ（根拠資料 2-14）及び入学試験要項（根拠資料 1-8）、神奈川歯科大学 GUIDE BOOK（根拠資料 1-7）等において広く社会へと公表している。特に、入学希望者に求める水準として、高等学校において英語、数学、理科、国語を中心とした基礎学力を身につけていること等、各入学試験区分における判定方法を入学試験要項（根拠資料 1-8）に公開している。

<2>歯学研究科

大学院歯学研究科においても学生受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいた教育実施方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえたうえで定め、本学の建学の精神、教育理念とともに、大学院ホームページ（根拠資料 1-11）及び学生募集要項（根拠資料 1-9）を通じて広く社会へと公表している。また入学希望者に対しては、予め志望願書を大学院運営委員会において、大学院への入学水準に達しているか、学生時の成績や社会経験等を総合的に書面で事前審査した上で大学院教授会に諮問し入学試験の受験許可を発出している。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

<1>歯学部

歯学部の 2024（令和 6）年度入学試験は、総合型選抜、学校推薦型選抜（公募制・指定校制）、卒業生推薦、帰国生、外国人留学生、一般選抜、大学入学共通テスト利用、特別入試に加えて、外国人留学生特別入試の 9 種別で募集定員 115 名（入学定員 120 名）にて実施している（根拠資料 1-8、5-1、2）。

学生募集については、パンフレットやホームページ、YouTube、各種ソーシャルネットワークサービス、入学試験要項等を用いた広範囲の広報活動を行うとともに、学生募集のメインであるオープンキャンパスでは従来型の対面式に加え、オンラインでのオープンキャンパスも実施している（根拠資料 5-3）。入学試験要項やホームページには、授業料や施設設備費等の学生納付金などの納入額だけでなく、一般選抜試験成績優秀者上位 25 名までが該当する入学金・授業料・施設設備費の全額もしくは一部を免除する KDU 入学サポート制度や、2 年次以降の特待生制度、奨学金制度、学納金融資産制度など、学生支援に

関する情報も掲載して周知している。

入学試験の選抜方法は、課題文を提示して入学希望者の意見を記載させる小論文と面接試験を全種別共通の必須項目とし、受験生の歯科医学への学修意欲や態度、本学のアドミッション・ポリシーの理解度などを評価している。さらに、本学で学修する上で必要な基礎的知識が修得されているかを確認するための学力試験を実施している。

また、大学に1年以上在籍した者を含め、学部・学科を卒業した学士・短期大学士を対象に、2年次よりの編入学試験も実施している（根拠資料 1-8）。編入学試験においても、小論文と面接に加え、学力試験を実施することにより適性の評価および学力の担保を行っている。

学生募集や入学者選抜に関する制度や運営体制の整備について、全体的な計画立案や制度設計を募集広報部が担当し、実際的な運営を入学試験委員会（根拠資料 5-4）が担う体制（根拠資料 2-2）となっている。このように、公正な入学者選抜を実施するための体制を整備している。

入学者選抜の公平性を確保するため、それぞれの試験の成績は教学部で事務的に集計され、集計済みの判定資料には受験番号、試験点数、面接評価のみを記載し、氏名や性別、現役・浪人などの情報は掲載することなく、入学試験委員会において評価の審議を行い（根拠資料 5-5）、さらにその結果を教授会に上程して審議し、最終的に学長の承認を得て可否を決定することにより、公正な選抜を実施している。

<2> 歯学研究科

入学者の選抜は、ホームページ及び募集要項（根拠資料 1-9）に明示されたアドミッション・ポリシーに基づいて実施している。選抜については、第Ⅰ期および第Ⅱ期募集の合計2回の入学試験を設け、大学院入試委員会（根拠資料 5-6）及び大学院運営委員会（根拠資料 5-7）の委員が、筆記試験（英語および専攻専門試験）と面接試験により客観性を以て公正かつ適切に実施している。アドミッション・ポリシーに定める内容について、単に知識の有無を問うのみではなく、課題解決能力を評価できるよう心掛けるとともに、面接試験により受験生の意欲や忍耐力、自己表現力等の人間性も重視した公正な選抜を実施している。

2024(令和6年)度における学生募集人数・入学定員は、歯学専攻(博士課程)18名である。学生募集の案内は、大学院事務担当専任職員が支援し、入学試験概要や研究活動を記録したビデオ、本科生を対象にした授業料減免制度（全額免除者対象の特待生試験）を紹介したホームページ、ポスター等による広報活動と、募集要項等の配布により行われている。さらに学内外の研修歯科医や既卒者を対象とした説明会を年に2回(10月5日、26日)それぞれ横須賀キャンパスおよび横浜キャンパスで開催し、上記に加え学位修得までの過程やコースについての説明後、講座・分野の研究活動等を担当者が紹介して周知をはかっている。教育体系については、臨床系、基礎系、社会歯科系、コメディカルを担当する4名の大学院教員を入学アドバイザーとして配置し、コースや講座の選択、履修方法などをアドバイスしている。さらに地域社会のニーズに応え、現在歯学に関わっている各方面の社会人の再教育や歯学の進歩と社会福祉の向上に資するため、2000（平成12）年度より、大学設置基準第14条に定める教育方法の特例に基づき、大学院生として社会人も

広く受け入れることとしている。2012（平成 24）年度より社会人大学院生に対して、職業を有しているなどの事情により、標準修業年限（4年）を超えて計画的に教育課程を履修できる長期履修制度（根拠資料 1-6p78）も運用されている。これら一般及び社会人選抜の志願者について、大学院運営委員会において資格審査を実施し、歯学部以外の学士取得者などの理由により、必要な場合には入学試験前に資格認定試験を実施している。

選抜は調査書の審査、入試委員が選択した歯学系・自然科学系の関連英文（論文、新聞記事）等を用いた学力審査（英文翻訳・記述試験、同内容に関する口頭試験）と、将来の専攻関連科目の学力試験を2名以上の大学院指導教員により実施し、それぞれ独立して採点し、その平均点を以て得点としている。さらに3名の大学院指導教員による面接試験を加え、これらの結果を総合して客観的に選抜している。さらに特待生選抜制度を設け、上記一般選抜の学力審査試験に加え、特待生選抜試験を行って一般選抜との差別化を図り、優秀な人材の確保を目指している。各区分の試験結果は、大学院運営委員会で審議され、最終的には大学院教授会において審議され決定している。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

<1>歯学部

歯学部の入学定員は、過去2回にわたる文部科学省の定員削減指導を遵守し、入学募集定員115名を超えない範囲で募集を行っている。募集人員は2020（令和2）年度110名、2021（令和3）年度以降115名（根拠資料5-8）とし、入試種別ごとの募集人数については入学試験要項に明記し（根拠資料1-8）、入学定員枠の範囲内で年度ごとに若干の修正を加え、適正化を図っている。海外での留学生特別入試については20名の募集とし、募集定員の内数として実施している。2024（令和6）年度の収容定員数720名に対し、在学生数673名で充足率は0.93となっており、在籍中の学生数を収容定員に基づいて評価し、募集人員を設定して各学年の入学人数を管理しながら学生の受け入れを実施している。

<2>歯学研究科

2024（令和6）年度の収容定員数72名（1学年18名）に対し、在学生数は65名で充足率は0.90となっている。2023（令和5）年度は入学人数が減少したが、2024（令和6）年度は入学定員18名に対し、19名確保できた（根拠資料5-9）。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<1>歯学部

入学人数選抜は、アドミッション・ポリシーに鑑み、入試選抜方法ごとに入試委員会にて審議後、教授会の議を経て最終的に学長が決定している。受け入れの適切性については、教育企画部・教学部・教学IR室が中心となり、入学後の成績や学修状況などを

第5章 学生の受け入れ

検証し、適切に入学者が選抜されたかを検討の上、次年度の選抜制度や方法の改善に向けた検証を行っている（根拠資料 5-10）。

ここ数年入学者の確保が困難な状況であったことから、募集区分ごとの定員を適正化している。2024（令和6）年度には115名の募集に対し、77名の入学者となっている。

また、医学部における不公正入試が社会問題化したことを契機とし、本学においても平等性について改めて点検を実施した。この点検において、従前の卒業生推薦入学試験については、被推薦者が卒業生の血縁者に限定されていることについて平等性が担保されるかが議論された。本学における卒業生推薦入学試験は、本学の建学の精神や教育理念に基づいた私学としての校風を維持しさらなる発展を目指すため、それらを十分に理解している卒業生から本学に相応しいと判断される学生を推薦してもらうことを目的として設けられている。2021（令和3）年度入学試験から、本学の校風にふさわしく優秀で目的意識を持つ受験生であれば血縁関係にかかわらず推薦できるよう制度を改正した結果、2021（令和3）年度卒業生推薦入学者は14名、2022（令和4）年度は6名、2023（令和5）年度は18名、2024（令和6）年度は19名の入学者を得た（根拠資料 5-8）。

< 2 > 歯学研究科

入学者の選抜はホームページ（根拠資料 1-11）及び募集要項（根拠資料 1-9）に明示されたアドミッション・ポリシーに基づき実施している。学生の受け入れの適切性については、大学院入試委員会が第Ⅰ期および第Ⅱ期の合計2回の入試について、客観性を以て公正かつ適切に実施されていることを確認し、実施報告を大学院運営委員会に上程して検証した上で、最終的に大学院教授会で確認することにより検証している。また、2023年度からは大学院入試委員会は大学院運営委員会に含められることとなり、大学院運営委員会で学生の受け入れの適切性を検討した結果、学内推薦選抜入試の試験内容については学内ですでに専攻科目の指導教員と連絡が密に取れていると判断できることから歯学専攻試験を外して英語と面接とする改正案を作成し、大学院教授会でも審議の上2024（令和6）年度入試から変更した。（根拠資料 5-11、12）。

（2）長所・特色

< 1 > 歯学部

COVID-19 パンデミックの影響により、対面式の試験の実施やオープンキャンパスなど、大学の募集広報活動への多大なる影響もあったが、オープンキャンパスは従来型の対面式に加え、新たにオンラインでのオープンキャンパスを導入したことにより、参加者の確保ができています。2023（令和5）年度は、現地開催とオンラインを合わせて158組のオープンキャンパス参加者があった（根拠資料 5-13）。参加者のアンケート結果から受験生が大学の情報を得る手段や、どのような入試種別による受験を希望しているか、大学を選択する際の基準など、さまざまな情報が得られており、学生受け入れの際の有効な情報源ともなっている（根拠資料 5-13）。このデータを基に今後も継続的に入学数確保の方策として、東京・神奈川を中心とした関東一円への広報活動に加え歯学部不在の地方にお

ける広報活動の強化（根拠資料 5-14）、ホームページのリニューアル等を実施している。

また、本学では毎年 20 名程度の留学生を受け入れている点を特色としている。海外でも大学説明会を実施しており、COVID-19 対策としてオンラインも併用した学生募集を実施し、優秀な留学生の受け入れに努力している（根拠資料 5-15）。

< 2 > 歯学研究科

大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の特例に基づき、2013（平成 25）年度から大学院歯学研究科において、初年次には平日の夕刻から夜間にかけて共通講義を実施し、より社会人大学院生が受講しやすいよう環境整備を進めた。さらに、大学院講義専用の ICT 講義室を設置し、横須賀にある大学キャンパスで行われている講義を、附属横浜クリニック・研修センターでも質疑応答を含めリアルタイムで受講可能なシステムを構築するなどして、学生の利便性を高めることで志願者数の増加に努めている。また、すべての講義はデジタル録画され、随時視聴可能であり、後日の振り返り学習も容易に行えるよう配慮している。このように、全ての学生が受講しやすい環境を目指して整備を進め、大学院生にとって単位を修得しやすい環境が整備された。そのため、大学院生の確保は順調に進んでいる。

（3）問題点

< 1 > 歯学部

歯学部の収容定員はここ数年満たされておらず、今後も経年的に 18 歳人口が減少していくこと、歯学部志願者が非常に低迷していることなどを念頭に置き、入学者数を確保していくことに不断の努力を続けることが重要である。また、低学年時の退学者は、「進路変更のため」（根拠資料 5-16、17）という理由により退学している学生が多いことから、学生の受け入れ方針に則った入試選抜を実施することは言うまでもないが、学力不足に対する対応を入学前から強化する必要がある。

< 2 > 歯学研究科

2023（令和 5）年度収容定員を満たせなかった。学生内訳においては、基礎系の分野を志望する大学院生が例年ほとんどいないため、将来の教員養成という観点からも、若手の歯学研究者の人材育成において、領域の偏りを生じないように努めるべきである。それに対して歯科矯正学分野に大学院生が偏る傾向にあるため、歯科矯正学分野以外の、基礎系・臨床系分野への募集活動を積極的に行う必要がある。今後も、収容定員を遵守しながら受験生にとって魅力ある研究内容を展開する大学院となるよう努力を続けることが重要である。

（4）全体のまとめ

< 1 > 歯学部

本学の定めるアドミッション・ポリシーに基づいた学生募集は、選抜機能を有する多様な試験により実施されている。

第5章 学生の受け入れ

入学試験における選抜基準は、主として知識を評価する学力判定に加え、人物や学修意欲を評価するための小論文と面接を組み合わせた形式となっている。一般入試や大学入学共通テスト利用入試に関しては、一般的に知識を評価する傾向が強いが、本学においては、必ず小論文と面接の評価を実施し、知識評価にとどまらないよう配慮している。一方で、総合型選抜や学校推薦型選抜・卒業生推薦などの推薦入試に関しては、学生の意欲や態度、適性を重視した評価を行っているが、必ず基礎学力試験を実施して、一定の知識が担保されるよう努力している。

今後の入学試験の選抜基準として、科目の学力に重点を置いた評価だけでなく、より広範に問題を解決するための能力、応用力等を評価できる選抜基準への移行と同時に多様な人材を受け入れるための工夫を検討していく必要がある。

<2> 歯学研究科

2023(令和5)年度入学者は12名となり収容定員充足率も0.88となったが、2024(令和6)年度入学者は19名で充足率は0.90となった(根拠資料5-9)。社会人16名、留学生8名とバランスも取れている。

今後も定員を充足し、より多くの学生が大学院を修了して博士号を取得し、高い学識を有する歯科医師として、広く地域社会においてエビデンスに基づいた歯科医療を提供し、併せて社会貢献のできる歯科医師として活躍することを目指していきたい。また、将来の教員・研究者の養成のため、海外や本学歯学部留学生、他大学出身者にも積極的にリクルートを行い質の高い教育研究者を育成していくために不断の努力をしていきたい。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明示している（根拠資料 6-1）。具体的には以下の通りである。

教員組織の編制方針

学校法人神奈川歯科大学は、建学の精神並びに教育理念を実現するため、次のとおり求める教員像を示すとともに、教員組織の編制方針について定めます。

1. 求める教員像

歯学部及び大学院歯学研究科の教育理念・目的を十分に理解し、教養・教育学系、基礎歯科学系、社会歯科学系教員においては教育・研究に、臨床科学系教員においては加えて診療に対して真摯に取り組める人材を求めます。その上で、学生と患者への豊かな愛情を持ち、教育・臨床・研究における真理の探究に意欲的であり、教職員組織において他者を尊敬し合い組織の発展に貢献できる人材を求める教員像とします。

2. 学系の設置及び機能

教員組織として4つの学系（教養・教育学系、基礎歯科学系、社会歯科学系、臨床科学系）を設置し、それぞれの学系のもとに必要な講座及び分野を配置します。（根拠資料 6-2）歯学部及び大学院歯学研究科、診療科において、教育・臨床・研究にかかる才幹を有機的に連携し、建学の精神の実現を目指します。

3. 教員組織の編制

歯学部、大学院歯学研究科、診療科の円滑な運営のために必要な教員組織を編制します。

1) 歯学部、大学院歯学研究科、診療科を構成するために必要な、4つの学系のもとに講座及び分野を設置します。教育の実施に当たり、組織的な連携体制を確保し、適正な人数の教員を配置します。4つの学系を最大限に機能させ、教育に係る総合的な企画や学生協働による各種制度・施設等の見直しを行うため、学長直轄組織として教育企画部を配置します。

2) 大学院歯学研究科においては、歯学部における教育の上に、さらに専攻分野について自立して研究活動を行う人材を育成する教育と研究を推進するために必要な適正な人数の教員を配置します。

3) 地域医療を支え、かつ高度先進医療を提供する第2次・第3次医療機関として必要とされる診療科を設置し、適正な人数の教員を配置します。

大学設置基準並びに大学院設置基準の教員組織に定められた必要教員数を下回らないことを前提とし、教育・臨床・研究の運営を円滑にかつ効率的に推進するために適正な人数の教員を配置します。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

求める教員像および教員組織の編制方針に基づき、歯学部および歯学研究科は、教育研究活動を展開するために教員組織を編制している（根拠資料 6-2）。

< 1 > 歯学部

歯学部では、学生収容定員 720 名に対応できる教育課程を適切に実行するために、設置基準以上の専任教員数を確保しており（根拠資料 6-2）、専任教員に加えて非常勤である特任教員も多数雇用して教育の充実に努めている。学長は学校教育法第 92 条に「校務をつかさどり、所属職員を統督する」とあり、歯学部では学則第 47 条に明文化して教職員を統括し学務の責任を担っている（根拠資料 1-2）。また、学長の補佐体制は学長の指名により 1～3 名の副学長が配置され、校務を分掌している（根拠資料 6-3）。さらに、大学院歯学研究科長、附属病院長、附属横浜クリニック・横浜研修センター長の指名も学長が行い、大学のガバナンス体制が継続して構築されている（根拠資料 6-4）。学長の任期は 3 年であり、学長選考規程により選考委員会で選出された候補者の中から、最も相応しい人物を理事会で決定している（根拠資料 6-5）。学長は法人理事会の 1 号理事となることから、最高意思決定機関である理事会の議を経て、大学の意思決定を行い学務の執行を担っている。

歯学部には、学長を議長とした教授会が設置されており、神奈川歯科大学歯学部教授会規程（根拠資料 6-6）により毎月の定例会議と必要に応じて臨時の会議が招集されている。教授会では、歯学部全般の教育に対する提案や報告も反映し、歯学部教育施策などの全般について審議し、教育委員会との連携のもと総括的責任者の学長の下で教育の質保証を継続して推進している。また 2021（令和 3）年度から歯学教育施策の立案に関する責任を担う組織として教育企画部規程（根拠資料 3-3）に基づき新生した教育企画部（教授 4 名、准教授 2 名）は、カリキュラムの編成とそれに伴う学内の調整や、教育の高度化に資する事項を主たる業務としている。

歯学部における教員組織編制の適切性は、組織検討委員会において点検され、定年退職等で空席となる分野長の補充、教員の年齢構成、教職員の活性化をするための取り組みなどについて議論がなされている（根拠資料 3-13）。また、各科目における教員の配置については、教学 IR 室による現状分析を教育企画部および教育委員会において検討し、教授会の意見を加味し、次年度のシラバスや担当者の決定に反映することで改善に繋げている（根拠資料 6-7）。

教員の男女比については、2022（令和 4）年度は女性の教授が 0 名、女性の准教授が 11 名在籍していたが、2023（令和 5）年度には女性の教授が 1 名、女性の准教授が 12 名となり、女性の数が増加した。しかし依然として女性が少ないことから、今後女性教員の採用を増やしていく必要がある（根拠資料 6-2）。

< 2 > 歯学研究科

大学院歯学研究科では、総定員 72 名に対応できる教育研究課程を適切に実行するため、

大学院歯学研究科学則（根拠資料 1-3）第 32 条に学長による学位授与に関する事項、第 47 条 2 項に会務の統括について規定している。2010（平成 22）年度から研究科委員会を大学院教授会とし、審議機関としての充実化がはかられた。大学院教授会は、ほぼ毎月定例教授会を開催するとともに、学位論文最終審査のための教授会が年 4 回開催されている。大学院教授会は、学長に指名された研究科長が議事を運営し、学長の指示の基に実務の運営を担っている。研究科長は、必要に応じて副研究科長を指名することが可能であり、2023（令和 5）年度は 2 名が任用され、実務を分掌している。

歯学研究科は、従来歯科基礎系、歯科臨床系の 2 専攻であったが、2017（平成 29）年より歯学専攻という 1 専攻となり教員組織として大講座が設置された。また大講座制の利点を活かし、分野教授が独善的にならないような専門性を高めつつ教育・診療に重点を置いた大講座制の延長線上にある新講座制を導入していたが、2021（令和 3）年度から教員組織が全面的に再編されることとなり、1 号教員、2 号教員および 3 号教員に編制し直し運営されることとなった（根拠資料 6-8）。

大学院教育は、各専門領域の教育を行う一方、課程制大学院の充実に取り組んでおり、共通講義の充実、研究評価者の選定、中間発表の強化、学位論文公聴会の実施などのために、大学院教育委員会が中心となり、教育のマネジメントを行っている。これら教育課程に必要な大学院教員は、設置基準上の教員数を満たしている。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

< 1 > 歯学部

歯学部教員および診療科教員の募集、採用、昇格については、教員任用規程（根拠資料 6-9）、教員任用基準細則（根拠資料 6-10）および診療科教員任用規程（根拠資料 6-11）、診療科教員任用基準細則（根拠資料 6-12）に基づき適切に実施している。

教員は、2021（令和 3）年度より現職教員は大学院所属から歯学部所属へと変更した。この変更の目的のひとつは、採用や昇格をより柔軟に実施することであり、法人のミッションをより効果的に実施する狙いがある。新規教員は歯学部教員として採用しているが、学外からの歯学部教授の採用においては任用推薦書を必要としており、教授以外の歯学部教員においては提出可能であればそれ以外の専門領域教授からの推薦書も提出できることとし、必ずしも推薦書を必要としないことで広く人材募集ができるよう配慮されている。一方、教授以外の職階の学内における昇格あるいは転属に際しては、学長、副学長、部長、学系長、分野長の任用推薦書を提出してもらうこととし、ガバナンス体制が維持できるような配慮も行われている。教授の採用及び昇格においては、学長の委嘱により理事会において審査委員会を設けること、准教授の採用及び昇格においては、学長の委嘱により教授会において審査委員会を設けることが義務付けられている。審査委員会は、通常 5 名の選考委員が歯学部教授会構成員から指名を受けて選考委員会を組織し、審査を行っている。選考委員会は審査の結果を教授会で報告し、学長は審査委員会の審査結果と教授会からの意見を踏まえ、審査の結果を理事会へ上程し、理事会において採用・昇格の可否を最終決定している。教授、准教授以外の職階の教員の採用や昇格に関しては、学長以下

各部署の責任者により構成される教員任用・再任審査委員会において審査を行い、審査の結果を教授会で報告し、学長から審査委員会の審査結果と教授会からの意見を踏まえ、審査の結果を理事会へと上程し、理事会において採用・昇格の可否を最終決定している。

診療科教員は附属医療施設における診療を主たる業務としているが、教育面においても参加型臨床実習や研修歯科医教育の充実において重要な役割を果たしている。診療科教授、診療科准教授の採用及び昇格に際しては、通常5名の選考委員が臨床系教授連絡会構成員から学長より指名を受けて選考委員会を組織し、審査を行う。選考委員会は審査の結果を臨床系教授連絡会で報告し、臨床系教授連絡会構成員からの意見を踏まえて、学長より理事会に報告し、理事会にて採用・昇格の可否を最終決定している。診療科教授、診療科准教授以外の診療科教員の採用・昇格については、病院長、横浜クリニック・横浜研修センター長の意向を尊重したうえで、歯学部教員の審査に準じた過程を経て採用・昇格の可否を決定することとしている。

教員の審査に際しては、人物像（面談あるいは推薦書）、教育歴、研究業績、社会における活動、さらに教育・研究に関する考え方等を総合的に勘案し選考している。また、臨床系の教員に関しては、診療歴、専門医の取得状況、診療への姿勢なども審査基準として加味されている。

<2>歯学研究科

2021（令和3）年度からは、歯学部教員のうち大学院教員にふさわしい者を選考し配置することとされた。大学院教員は、大学院運営委員会での資格審査を経て、大学院教授会において承認を得て理事会に推薦し、任用が決定される。

これらの任用についても歯学部と同様に組織検討委員会において、退職によって欠員となった教員の補充など、必要な人員数や専門領域間のバランスを審議した上で、適正な人員を配置できるよう努力している。大学院教員は、1号教員、2号教員および3号教員の3つの種別を配置し、それぞれ論文指導を行うことのできる教員、論文指導の補助を行うことのできる教員、そして論文指導以外の教育に従事する教員というようにその役割を明記している（根拠資料6-13）。退職によって欠員となった分野の1号教員は、新たに就任した歯学部の当該分野の教授から大学院の1号教員として大学院教員組織に関する規程に基づく審査を行い、配置している（根拠資料6-14）。また、2号教員と3号教員については各分野の1号教員からの推薦を経て、大学院運営委員会にて規定に基づく審査の上、大学院教授会の承認を受け、理事会での承認を得て配置している。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

本学では、教員の資質向上は教育の質保証を実現するための重要事項と位置づけ、大学設置基準と大学院設置基準に従い、歯学部と大学院歯学研究科を合わせて、教職員の資質向上、大学改善のための研修や講演会を企画・実施するFD・SD委員会を設置し、神奈川歯科大学FD・SDに関する方針に基づいて実施している（根拠資料6-15）。

歯学部と大学院歯学研究科におけるFDの主たる目的は、教育、研究、社会貢献等の内

容と方法の改善を図るための組織的、個人的な資質向上の取組みであり、SD(スタッフ・ディベロップメント)は、主として大学を取り巻く環境の変化や高度化・複雑化する諸課題に対応し、適切な教育・研究活動および効果的な管理運営体制等の改善を図るための組織的および個人的な資質向上の取組みである。2023(令和4)年度は新任教員研修、AI作問システム、授業資料・オンデマンドコンテンツにおける著作権法上の注意点、神奈川歯科大学の理念・精神、4つのポリシーについて、ベストティーチャー賞受賞者並びに国試高得点担当者における講演、教職員における学生対応(Part 2)、研究倫理研修、大学院生教育 理想と現実 挑戦と課題、学生募集について、教育企画部によるカリキュラムに関わる講演会の合計12回の講演会と、CBT問題作問、ハイブリッド型授業づくり、チームビルディングのワークショップを3回開催している(根拠資料1-14)。COVID-19の影響ということもあり、ほとんどの講演が対面ではなかったが、web視聴後のアンケートや確認試験を以って実施後の効果測定を行い、さらなる活性化と充実に努めている。

歯学研究科におけるFD活動についても、歯学部との重複等を避け、効率的・効果的な成果を上げることが考慮しFD・SD委員会で統一して実施している。研究倫理に関する講演会(資料6-16)、講義法について、大学におけるパワーハラスメント防止、カリキュラムプランニングワークショップなど、教職員の幅広い能力向上を目的として、できるだけ多角的な視点からテーマを取り上げて開催するよう心掛けている。2023(令和5)年度は、学生の教育に特化したFD等を実施した(資料1-14)。

一方、教職員の評価育成制度の施行に向けて、教育・研究・診療・組織運営などに関する適切な評価指標を構築するため、2021(令和3)年度に持続評価計画プロジェクトチームを立ち上げ、評価のみならず教職員の資質向上を図ることも目的として教職員評価制度を検討した。年度当初に各分野構成員が年間目標を計画し、分野長がヒヤリングを元に目標達成のための手段や方法も考慮して目標の妥当性を検証した上で、中間評価、年度末の最終評価を実施する制度とした(根拠資料6-17、18)。各分野長に対しては学系長が、学系長については学長が評価することとし、同様に評価した。2021(令和3)年度はトライアルとして実施された。トライアルにおいて抽出された問題点を踏まえて若干の修正を加え、2022(令和4)年度から正式実施となった(根拠資料6-19、20)。本評価は、教員、職員、あるいは各分野や個人の特性による影響が少ないフレキシブルな評価となっており、今後はそのフィードバックの効果が実績に反映する事が期待される。

これらの教職員評価制度は、2021(令和3)年度より学長主導プロジェクトの持続評価計画プロジェクトチームが中心となり、教員をはじめ職員に対しても具体的な評価を進め、集計した評価を公開することで各教職員のモチベーションアップを目指してきた。2021(令和3)年度に試験的に実施がなされ、制度が整いつつあることから、2022(令和4)年度からは学校法人常設委員会の一つである教員評価・育成制度検討委員会が業務を継承し、2023年度も予定通り実施された。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

第6章 教員・教員組織

歯学部と歯学研究科における教員組織の適切性については、従来将来構想委員会において点検・評価が実施されてきたが、2022（令和4）年度以降は新設された組織検討委員会において定期的な点検・評価を行って改善を図り（根拠資料3-13）、改革推進委員会（根拠資料6-21）に諮ることとしている。

<1>歯学部

2021（令和3）年度に、それまでの大学院大講座の編制を廃止し、専門分野をより明瞭化した教員組織へと変更した。大講座制による教員組織の構成は、それまでの分野を融合し、横断的な運用を可能とする点において大きな利点を有したものの、教育体制や診療体制と一致しない場合も多く、教育・研究・診療それぞれの領域において、各々異なる指示系統が存在するような状況となり、責任体制が徐々に複雑化して不明瞭となった。そこで大講座制の利点を可及的に維持しつつ、責任・指示系統が明瞭となる組織へと改善することを目的に、簡明組織編制プロジェクトチームが発足し、新教員組織への改編を実施した（根拠資料3-15）。その結果、2021（令和3）年度から新たに全教員の所属を歯学部の4学系に整理することとされた。そして、4学系の下に講座を、講座の下に分野を設置することとされた。その結果、各分野を分野長が掌握し、分野長を4学系長が統括、4学系長を学長が総括する形となり、明瞭なガバナンス体制が整備された。

また、総合教育部の業務が非常に多岐にわたり負担が大きいこと、より臨床的な視点からカリキュラムを構築することが望まれるとの要請等もあり、従来総合教育部が担っていた多岐にわたる業務の中から、カリキュラム作成だけを独立して担う組織として、新たに教育企画部を立ち上げることとされた。その上で、4学系の1つとして教養・教育学系を設置し、これまで総合教育部が担ってきた多岐にわたる業務を、総合歯学教育学講座として担うこととされた。

<2>歯学研究科

歯学研究科における教員組織の構成は2012（平成24）年より歯学研究科における大講座制により編成されていたが、上記、歯学部に記載したとおり、2021（令和3）年度より分野を再度編制し、大講座制から1号教員、2号教員および3号教員という専門分野別の編制に移行した（根拠資料6-8）。大講座制によって講座内の分野横断的な研究が活性化され、その連携状態を可及的に維持したまま、1号教員の専門分野における教育と研究が進められる体制となっている。

（2）長所・特色

<1>歯学部

学長主導のもと、歯学部の教育理念の充実のために歯学部FD委員会、大学院の教育理念の充実のために大学院FD委員会を設置していたが、2021（令和3）年度より一つのFD・SD委員会とした。歯学部と大学院における教育研究の充実化を図る上で、FD・SD活動の活性化は極めて重要であるが、2021（令和3）年度には8回、2022（令和4）年度にはそれが3回増えて11回、2023（令和5）年度には15回のFDが開催されており、学ぶべき

機会の充実化が進んでいる。また、COVID-19 のため対面での実施機会が少なかったため参加したことにより教育力が身についたかどうかを判定するためのアンケートや試験も実施した。その結果については各教員にフィードバックして、さらなる向上を目指す努力を促している。特に歯学部では、教育企画部を設置し、学生と協働してシラバスの改善に取り組み、教育効果を向上させることを計画している。COVID-19 感染拡大防止のため、2020（令和2）年以降のFD・SD活動、特にワークショップ等の開催は厳しく制限されてきたが、その環境においてもある程度の活動が維持され、ICT技術を活用した手法が発展したことは思わぬ成果ともいえる。

2021（令和3）年度から新たに全教員の所属を歯学部の4学系に整理した。そして、4学系の下に講座を、講座の下に分野を設置し、各分野を分野長が掌握し、分野長を4学系長が統括、4学系長を学長が総括する形となり、明瞭なガバナンス体制が整備された。

<2>歯学研究科

大学院の大講座制から、1号教員、2号教員および3号教員による専門分野別の編制とすることで、分野横断的かつ専門性の高い研究や教育を推進する体制となった。

（3）問題点

<1>歯学部

本学では、従来の教育体制における講座が教育の責任を担う体制を見直し、大講座制の時期を経て、さらに発展的な学系-講座-分野制へとより良い組織を構築するための不断の努力を続けてきている。大講座を超えた人的交流の促進が、ひいては魅力的な教育の実践につながり、かつ永続的な大学の発展の礎になるため、さらに継続して一層の努力を払う必要がある。

教職員の学ぶべき機会は増加し、FD・SDの内容がどの程度理解されたかの効果測定について、オンライン試験やアンケート調査も実施して評価を試みてはいるものの、未だ完成の域には達していないことから、改善の余地が残されている。一方、教員評価・育成制度検討委員会による業績評価についても、賞与などに反映するような本格的な制度設計としては未だ不十分な点があることから、今後の検討課題として充実化に取り組む必要がある。

2013（平成25）年度から実施した大幅なカリキュラム改革は、本学における歯学部教育の充実には効果を上げた。教育課程の構築やシラバスの改善、教員配置を主たる業務とする教育企画部を発足させることで、初年度から卒業までのシームレスなカリキュラム策定に尽力しているが、学生の満足度向上に加えて、教員の負担、能力も考慮してのカリキュラム改編が望まれる。そのためには教育委員会とのより密接な共同作業によって、教学IR室が持つ情報と解析結果を積極的に開示、フィードバックして、歯学部教育のさらなる充実化を継続することが重要である。

<2>歯学研究科

大学院では、歯科基礎系専攻と歯科臨床系専攻から歯学専攻に改組し、専門性が高く魅力的な教育・研究の充実化を目指している。一方でここ数年、大学院における入学者の確

保が困難となりつつある。そのため大学院入学対象者を新卒ばかりではなく、既卒者や他のコメディカルにも積極的に門戸を開くなど、大学院生確保に努める必要がある。また、大学院の社会的意義や機能的意義、役割等に関し、未だ理解の浅い教職員も散見されることから、今後より一層理解を深めるための継続した努力や啓発活動を継続する必要がある。

(4) 全体のまとめ

本学における教員・教員組織の充実と最適化をはかるため、2021（令和3）年度は大講座制からダイナミックで抜本的な学系-講座-分野制への改組と、教員組織のガバナンス機能強化を目的とし、配属の変更を実施した。大学として掲げる、求める教員像及び教員組織の編制方針に則り、学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織や人材を整備しつつ、教員の募集・採用・昇格を適切に進めるためには、今後も時代や社会的背景に対応できるよう、適時転々と見直しを継続していくことが肝要である。

教員の教育・研究・社会活動等に対する教職員評価についても、2021（令和3）年度は学長主導プロジェクトの一つとして持続評価計画プロジェクトチームがトライアル評価を実施し、2022（令和4）年度からは正式実施となった。これによって全教職員のモチベーションアップを目指し、きめ細かなフィードバックと効果的な指導を行うとともに、次年度につながる適切な人材マネジメントが求められる。そしてFD・SDのテーマの選定や効果判定等のアイデアなどについても委員会の構想のみでなく、広く学内からの公募や対面式のワークショップなどを実施することにより、今後より一層充実を図る必要がある。

近い将来、分野別認証評価が実施されることも踏まえ、基準を充足できるような教員数や教員組織についてもさらなる強靱化に努めるとともに、教育企画部を司令塔とした効果的で効率の良い教育の提供を目指して、教員組織一丸となった成熟した組織へと発展させるための継続的な創意工夫が望まれる。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

＜歯学部＞

学校法人神奈川歯科大学は、建学の精神ならびに教育理念を実現するため、全ての学生が学修や研究、課外活動等を含め充実した学生生活をおくるための学修環境を整備し、組織的な支援を行うことを目的とし、以下のとおり学生支援に関する方針を定めている（根拠資料 7-1）。

学生支援に関する方針

1. 修学支援

- 1) 修学に関する相談体制を整備し、学生が必要とする修学支援組織を構築します。また全ての学生が安心して教育を受けられるよう、奨学金制度や特待生制度等による学生支援制度を充実させます。
- 2) 図書館や学習室を多角的・自発的な学習の「場」として提供し、学力の向上のための支援を行うとともに、e-Learning 等の学修環境を整備します。
- 3) 成績不振者、留年生および休・退学者については、状況を把握・分析し、保護者をふまえた面談等を実施し、具体的な対応を講じます。
- 4) 研究活動において、助言体制を充実し、円滑な学位授与に向けた支援を行います。

2. 生活支援

- 1) 学生の抱える問題、とりわけメンタルな問題に対処するため、専門のカウンセラーを置く学生相談室（オレンジルーム）を整備します。
- 2) ハラスメント委員会を設置し、問題解決機能を強化するとともに、防止に向けての啓発活動を行います。
- 3) 課外活動の振興に向けて、学生会や各部の健全な活動に対する支援体制を整備します。
- 4) 健康管理室を設置して学生の健康維持・管理をはかるとともに、感染症対策等に係る管理体制を整備します。

3. 国際交流支援

- 1) 国際交流室を整備し、各種留学手続き等をサポートします。
- 2) 留学生や社会人大学院生等に対し、大学で習得した知識・教養に加え、日本での異文化体験等も生かした職業的・社会的役割が果たせるよう、適切な進路支援を行います。さらに留学生サポート委員会を設置し、良好な住居の確保、日本語学修、海外生活等に係る支援体制を整備します。
- 3) 短期留学制度を設けて外国語学修、異文化交流を促進し、国際化意識の醸成をはかります。

第7章 学生支援

4) キャリア支援の一環として、国際的経験を深めるための国際交流プログラムの充実をはかります。

なお、本学ホームページ、教職員用ホームページに記載・周知し、学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう方針を明示している。

<大学院歯学研究科>

大学院歯学研究科においても、歯学部で提示された学生支援に関する方針(根拠資料 7-1)を本学ホームページ、教職員用ホームページに記載・周知し、学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう方針を明示している。

点検・評価項目②: 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

<歯学部>

歯学部では、学生支援委員会(根拠資料 7-2)を設置しており、委員は各学年のクラス主任・担任の他、教学部教職員などから選出されている。クラス主任・担任の役割としては、学修、学生生活、キャリア支援等について全般的に学生が相談できる窓口となっており、定期的あるいは必要に応じて随時面談を行い、学修状況や学生生活状況、個性や希望などを理解した上でサポートしている。

また、学生が自主的な学修を促進するためのサポートとしては、科目担当者のオフィスアワーや連絡先をシラバスに記載し、学生ポータルサイトで常に確認できるよう公開して学生に周知している。COVID-19 感染拡大時においては、オンライン授業を提供するとともに、授業終了後はオンデマンド配信も行い、非常事態下における学生の学修を支援してきた。感染症の脅威がやや落ち着きを見せた 2022(令和 4)年度の授業受講形式については、通学における感染リスク等を考慮し、通学もしくはオンラインにて受講することを選択制とする配慮を行った。COVID-19 が 5 類感染症扱いに移行した後、2023 年度からは全員登校を基本としつつも基礎疾患を有するなど、感染に対するリスクの高い学生などにおいては、事前申告制によりオンデマンド授業による学修を許可している。欠席した講義・演習については、理由の如何を問わず補完授業を受講することを必須化するとともに、理解が不足している学生に対してもオンデマンド授業の受講を積極的に促し、実習については補講授業の実施等により対応している。講義動画のオンデマンド配信は繰り返し講義を視聴することが可能であり、大学構内で視聴する学生に対しては、それまでの学内の Wi-Fi 環境を整備強化し、教室、実習室、学食などにおいて、大人数の学生が同時に動画視聴できることを可能としている。

休学・退学等を検討する学生に対しては、事前にクラス学年主任・担任等による面談を実施し、できるだけ問題を解消できるよう相談や指導を行っているが、最終的に申請が必要と判断された場合には、クラス主任・担任、教学部長および教学部職員が保護者同席のもと当該学生との面談においてその状況と理由を確認の上、申請を受理している。受理した申請については教授会で報告され、教員からの意見を聴取し、やむを得ないと

判断された場合に学長の決裁を得て許可している。休・退学の申請や相談の申し込みがない場合においても、その兆候として3日間連続して欠席等が認められた場合には、教学部から速やかにクラス主任・担任に連絡が入るシステムを構築し、できるだけ早期に学生との面談が実施できるよう工夫している。

奨学金は日本学生支援機構奨学金の他に、歯学部学生を対象とする授業料減免制度を独自に設け、ホームページ（根拠資料 7-3）や CAMPUS GUIDE（根拠資料 1-5p24）に記載して周知し、公平な審査の上で対象者を決定し、授与している。その他にも学外の様々な機構、団体から募集のある奨学金事業について広く学生に呼びかけて応募者を募り、奨学金委員会による審査を実施した上で申請を行っている。昨年度に続き 2023（令和 5）年度も、COVID-19 の影響で保護者の収入の減少を考慮した審査を行い、奨学生を決定した。さらに、学修意欲向上を目的とする特待生制度は、毎年度各学年の成績優秀者上位 3 名に授与され、表彰を行うとともに翌年度の授業料の半額を奨学金として授与することにより、学修意欲のさらなる向上のため一助としている。

歯学部学生対象 学内の奨学金（等）一覧

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 入学試験の成績優秀者に対する、初年度授業料の減免による（奨学金）制度（根拠資料 1-8 p 26） 2. 各学年年度末の成績優秀者に対する次年度授業料の半額を奨学金とする特待生制度（根拠資料 1-8 p 31） 3. 神奈川歯科大学私費外国人留学生授業料減免制度（根拠資料 7-4） 4. 神奈川歯科大学授業料減免制度（根拠資料 7-5） 5. 神奈川歯科大学学費貸与制度（根拠資料 7-6） |
|---|

歯学部学生対象 学外機構の奨学金一覧

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 独立行政法人 日本学生支援機構奨学金（根拠資料 7-7） 2. 公益財団法人 森田奨学育英会奨学金（根拠資料 7-8） 3. 公益財団法人 ロータリー米山記念奨学金（根拠資料 7-9） |
|---|

現在積極的なサポートを必要とする重度の障害学生は在籍していないが、軽度の障害を有する学生に関しては、受講方法の配慮やオレンジルームの使用、教職員のサポートを重点的に実施するなど、個々の状況に応じた対応を実施している。

留学生に対しては、国際交流室（根拠資料 7-10）においてビザの申請や、日本での住居の手配（根拠資料 7-11）、生活支援等を行い、さらに留学生サポート委員会で、日本語能力の向上に関するサポートや、日本での環境の変化に対するサポートなどを行っているほか、クラス主任・担任やネイティブな会話が可能な教職員による個別対応も行っている。しかし今年度も留学生の日本語での会話能力向上のための取り組みを積極的に導入することができずに、日本語能力試験（JLPT）で N 2 レベルの認定が取得できない学生が散見されたため、次年度以降は JLPT に向けた講義や模試を学内で行うなどさらなる改善が求められる。

学生の生活面に関しては、学生の健康診断は授業の内外を通じて全学生に対して受診を促しており、2023（平成 5）年度歯学部学生の受診率は 100%であった。精神的支援や生活相談

に関しては、オレンジルーム（臨床心理士が常駐する学生相談室）（根拠資料 7-12）での相談受付や、クラス主任・担任が面談を行って対応している。各種ハラスメントへの対策として、学生および教職員を対象とするハラスメント防止等に関する規程（根拠資料 7-13）を制定し、ハラスメント防止委員会が中心となり、ハラスメント発生防止に係る啓発を行うとともに、問題解決に努めている（根拠資料 7-14）。直接意見や相談がしにくい学生への配慮としてはポータルサイトに目安箱を設置し対応し、友人や周りの人からの目を気にすることなく可及的に相談しやすい環境を構築している。

キャリア支援として1年次の「キャリアと現代教養」（根拠資料 7-15）内において歯科医師のキャリアデザインについて教育を行っている。歯学部学生は歯科医師国家試験合格後、卒業後1年間の歯科医師臨床研修が義務付けられており、そのため進路支援として、6年次に歯科医師臨床研修マッチングプログラムに関する説明会（根拠資料 7-16、17）を実施し「就職」や「将来の目的や方向性」を意識付けできるように促している。臨床研修施設である本学附属病院及び附属横浜クリニック・横浜研修センターの研修内容や募集要項などについても同時に説明し、学生の理解を深めている。

また、医療系大学である本学は、学生の心身の健康維持増進のために課外活動も重要な柱として位置付けており、学生が正課の授業では得ることのできない社会性を学び、協調精神を身につけ、個性豊かで高い人間力を育成できるよう努力している。2023（平成 5）年度の大学公認団体は 35 団体で、全ての課外活動部には専任教員を部長として配置することが義務付けられており、あらゆる段階で教職員の指導や助言が受けられる体制となっている。2022（令和 4）年度までは、COVID-19 への対応として、原則すべての課外活動を休止していたが、年度途中から各クラブに、課外活動届（根拠資料 7-18）の提出を義務付け、感染対策を講じての活動許可を与えた。その成果もあり、2023（令和 5）年度は例年以上の課外活動団体への加入者があったことは明るい兆しである。2023（令和 5）年 5 月 8 日に COVID-19 は「5 類」に移行されたが、活動後の集団での飲食、コンパなどは毎回事前に実施前報告書（根拠資料 7-19）の提出を義務付けており、当面の間は可能な範囲で感染対策を継続するように注意喚起を行っている。

<歯学研究科>

大学院が配置する神奈川歯科大学大学院歯学研究科大学院学生生活支援部会（根拠資料 7-20）は、横須賀・横浜キャンパス合わせて現在 7 名の教員で構成され、学生が円滑な学生生活を送ることができるよう、学生支援に関し必要な事項を定めて支援している。

入学直後のガイダンスでは大学院 CAMPUS GUIDE（根拠資料 1-6）をもとに、カリキュラムと併せて学生生活全般に関する注意点について周知している。学修支援については、全学年の学生に対して年度ごとの大学院指導計画書を作成している。指導教員は、指導計画書に年度ごとの指導内容と到達目標を設定して記載するとともに、各年度終了後に到達度を評価し、円滑な学修と学生生活が送れるよう支援している。

学生の学修状況、研究の進捗状況については、課程記録ノート（ラボノート）の記載を義務づけており（根拠資料 4-39）、各学生には指導教員以外の教員が研究評価者として配

属され、年1回以上実施する面談時に調査し、調査結果について大学院運営委員会へと報告して状況を確認している。社会人選抜大学院学生で4年間での単位取得が困難なことが予測される場合を想定した長期履修制度（根拠資料 1-6p78）を定め、1年次に申請を行うことで履修年限を4年以上に延長することを可能としている。修了年限を終えて博士号の学位を認定されなかった場合には満期退学となる。以前はその後1年間は論文を提出して大学院学生と同様に学位審査を受けることができる制度となっていたが、在学状況が解除された学生に対し同様な審査を行うことの不適切性について指摘があり、直ちに制度改正を実施し現在は改善されている（根拠資料 2-23）。

経済的支援としては、2016（平成 28）年度入学者から神奈川歯科大学大学院特待生入学試験制度の運用を開始しており（根拠資料 1-9）、本科大学院における授業料減免に関する規程（根拠資料 7-21）に則り運用している。本制度を利用することにより授業料の一部が免除され財政的な支援を受けることができる。また、大学院歯学研究科の2～4年生を対象として、歯学部の授業・演習・実習においてティーチング・アシスタント制度が運用されている。カリキュラム上のモジュールを対象としてTAの希望者を募集し、応募のあった大学院学生の中から担当者の選考を行っている。TAの募集は大学院教育研究部が行い、モジュール・ユニットごとに調整して、必要なTAを配置している。

TAの選考は、大学院運営委員会において年度ごとに神奈川歯科大学大学院ティーチング・アシスタント規程（根拠資料 7-22）に基づいて実施され、TAに選任された大学院学生は、歯学部の授業・演習・実習における指導の補助に従事し、自身の教育スキルの向上にも役立てることができるよう配慮しているとともに、各TAには担当した授業時間に応じて手当を支給し、学生への経済的支援の一助としている（根拠資料 7-23）。

さらに、独立行政法人日本学生支援機構貸与の学資金に関する返還免除候補者の選考に関し、神奈川歯科大学大学院奨学金返還免除候補者選考委員会規程に基づき、神奈川歯科大学大学院奨学金返還免除候補者選考規程（根拠資料 7-24）及び返還免除候補者選考基準を設定し、公平なる選考に基づいた候補者選考を実施している。その他、外部機関からの奨学育英制度に関する募集の取り纏め、広報、応募事務処理等に関する全般的な支援を、大学院学生の実生活支援業務の一環として実施している。

大学院生対象 学内の奨学金（等）一覧

- | |
|----------------------------------|
| 1. 神奈川歯科大学大学院特待生入試制度（根拠資料 1-9p5） |
| 2. 神奈川歯科大学大学院授業料減免制度（根拠資料 7-21） |

大学院生対象 学外機構の奨学金一覧

- | |
|---------------------------------|
| 1. 独立行政法人 日本学生支援機構奨学金（根拠資料 7-7） |
| 2. 一般財団法人 岩垂育英会奨学生（根拠資料 7-25） |
| 3. 公益財団法人 平和中島財団奨学金（根拠資料 7-26） |
| 4. 公益財団法人 森田奨学育英会奨学金（根拠資料 7-27） |
| 5. 一般財団法人 寺山財団奨学金制度（根拠資料 7-28） |
| 6. 公益財団法人 交通遺児育英会（根拠資料 7-29） |

また、学生の心身的な健康管理のための施設として設置されている健康管理室、オレンジルーム（臨床心理士が常駐する学生相談室）などについては、歯学部学生と同様休日を除いて毎日利用できる環境を整えている。オレンジルームは多様な問題を抱えた学生に利用されているが、健康管理室とオレンジルームを同一の入り口から出入りできる構造とすることにより、精神的な問題を抱えた学生も他者の目を余り気にすることなく利用できるよう配慮されている。また、直接オレンジルームを訪れたくない場合でも、メールや電話等による相談を受け付けている。さらに、相談専用メールアドレスを設け、学生が直接相談できる体制を整備している。健康管理室にも臨床心理士でもある産業医が駐在しており、様々な相談に対応できる体制となっている。各種ハラスメントへの対策として、学生および教職員を対象とするハラスメント防止等に関する規程（根拠資料 7-13）を制定し、ハラスメント防止委員会が中心となり、ハラスメント発生防止に係る啓発を行うとともに、問題解決に努めていることは歯学部と同様である（根拠資料 7-14）。大学院生の場合は相談窓口として大学院学生生活支援部会が窓口となることも可能であることを周知させている。

学生の多くは博士号の学位を取得した後、研究職あるいは大学教員として活躍することを希望するケースが多いため、キャリアパスの一例として本学における卒業後のキャリアパスを設定し、大学院生、卒後臨床研修歯科医師、研究科学生等への説明会を実施している。このキャリアパスの中には、卒後臨床研修修了後歯学研究科を経て最短年限で教員となるコースや、卒後臨床研修修了後医員として附属病院に勤務しながら歯学研究科（社会人大学院）を経て教員となるコースなども設定（根拠資料 7-30）されている。また、教学部で取り扱われる歯科医師求人票は歯学研究科の学生も自由に閲覧できるよう公開されていることから、外部の歯科医院や施設への就職を希望する学生に利用されている。

積極的なサポートを必要としている障害学生は現在在籍しておらず、軽度の障害を有する学生や留学生に対しては個別に対応していることも歯学部同様である。

さらに学生には、指導教員あるいは共同研究者等以外の第三者的立場にある教員を研究評価者として配属している。研究評価者として配属された教員は、学生との面談を行い、研究進捗状況や研究活動の遂行について評価し、改善すべき事項等に関するアドバイスを行っている。その結果については、一定の書式にもとづいて記載して大学院運営委員会に報告されるとともに、指導教員と大学院生に対してフィードバックされ、学生支援の一助としている。学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供（プレFD）としては前述の通り積極的にTA制度をとり入れ、歯学部の授業・演習・実習における指導の補助に従事し、自身の教育スキルの向上にも役立てることができるよう配慮している（根拠資料 7-22）。さらに、3年時には総合専門科目（演習）によりスライドの作成方法やプレゼンテーション方法、ディスカッション、ディベート等を学び、教育能力の向上に役立てている（根拠資料 7-31）。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

＜歯学部＞

クラス主任・担任が対応した学生の学修態度や進捗状況、面談内容や相談内容、教学部事務職員が対応した相談内容や学生生活に関する相談等は KDU-LMS（神奈川歯科大学学修管理システム）に記録し、教職員間で情報共有することにより、問題点の洗い出しや適切な指導に繋がっている。必要に応じて教学部などを通じて対応し、さらに重要な案件に関しては教授会において報告して問題点の改善・向上に努めている。

また、授業評価アンケートを毎年実施し、結果はそれぞれの担当教員にフィードバックした上で、改善計画を提出してもらい授業改善に役立ててもらおうと共に、教育委員会、教授会等で評価し、改善事項などを検討している。

休学・退学等に至った原因については、教学部において年度及び学年ごとに集計して改善方策について定期的に検討し改善策を講じている。改善策の一例としては3日以上の連続欠席があればその時点でクラス主任へ、科目ごとに3日以上の連続欠席があれば科目担当主任へ連絡が入るシステムを構築し欠席者への対応をはかっている（根拠資料 7-32）。これはオンラインによる出席確認も含めて実施している。

さらに歯学部の各年度において、学年ごとの留年・休学・退学等に係わる学生について集計し、集計結果については、学修サポート委員会や学生生活サポート委員会、教授会などで結果を検証し、改善策を検討している。

学生支援委員会では、2023年度から毎月の定例教授会終了後に各学年主任が集まり、また各ステージ終了後に各学年の学修サポート、学生生活サポート、留学生サポート担当者を含む主任・担任、科目担当者が集まり、それぞれの会議にて情報交換を行い、学生の成績状況や出席状況などを共有し、進級や行動などに問題が有りそうな学生を抽出し、必要に応じて主任・担任面談や学修支援室における学修支援を行い、学生の学力向上に努めている。また学生との面談で出た要望なども共有し、例えば学修スペースの提供や利用時間の拡大など対応可能な案件に関しては改善に努めている。

＜大学院歯学研究科＞

学生の学修状況や学生生活については、生活環境や日常的な生活状況、生活面において学生生活に障害をきたすような状況の存在等について、現状を把握するための調査活動を行っている。本調査活動を通じて発生している問題点を抽出し（根拠資料 7-33～35）、個々の問題点に対して大学院学生生活支援部会の部会員が中心となり組織的な対応を行っている（根拠資料 7-36）。アンケート結果は支援部会内で検討されたのち、大学院教授会にて結果についての検討が行われる（根拠資料 7-37）。また、大学院共通カリキュラムについては、大学院教育委員会が、年度ごとの各ユニット終了時に学生を対象として、授業内容に関するアンケート調査を実施している（根拠資料 7-38）。結果はそれぞれの担当教員にフィードバックした上で、改善計画を提出してもらい授業改善に役立ててもらおうと共に、大学院教育委員会ならびに大学院運営委員会において分析・検討し、次年度の改善に活用している。

学生の学修状況、研究の進捗状況については、課程記録ノート（ラボノート）の記載を義務づけており（根拠資料 4-39）、各学生には指導教員以外の教員が研究評価者（根拠資料 7-39）として配属され、年1回以上実施する面談時に研究進捗状況や研究活動の遂

行について評価し、改善すべき事項等に関するアドバイスを行っている。調査結果について大学院運営委員会へと報告し、指導教員と学生に対してフィードバックされ、学生支援の一助としている。また、各年度の事業計画に基づいて立案された大学院における教育方法については、年度終了時に大学院教育委員会にて検討し、大学院における教育内容・方法及び学修方法、学修指導の改善方策と次年度の事業計画立案の資料としている。

また、大学院学生生活支援部会で部会の活用度や活動状況等に関する学生へのアンケート項目を設定し、学生支援の適切性に関する評価の一助とし、改善に向けた取り組みが行われている。

(2) 長所・特色

歯学部の修学支援では、クラス主任・担任制度と併せて、学生支援委員会を設置し、学修・生活両面から多面的かつ可及的細部に渡る学生支援体制を整えていたが、COVID-19の影響により Zoom などによる面談を追加し、対応した。また、学生の心身の健全状態を維持することを目的として、健康管理室・学生相談室の充実化がはかられている。キャリアプランニングについての授業や歯科医師臨床研修の義務化による歯科医師臨床研修マッチングプログラムなどについての説明会だけでなく、本学附属病院、横浜クリニック・横浜研修センターの説明会なども同時に実施することで、学生の将来に向けての意識の涵養に努めている。

学内の特待生制度や、奨学金制度のひとつである私費外国人留学生授業料減免制度、さらに神奈川歯科大学授業料減免制度を開設し、年度ごとに財政的な支援を実施している点も、学生生活支援の一助として効果が現れている。

大学院歯学研究科においても、直接指導者からの指導のみでなく、研究評価者の配置や、学生生活支援部会による相談受付・支援等、多面的な支援が実施されている。

学生が所属する分野、もしくはプロジェクトに配分されている研究科学生学納金から支出している研究費は、学生が学修研究活動を行う際に必要となる資材や消耗等の購入に対して極めて効果的に活用されており、円滑な研究活動を行う上でなくてはならないものとなっている。また、本科学生と社会人大学院生に対してそれぞれ設定された授業料減免制度は、複数の学生によって利用される状況となっており、今後も積極的に活用される見込みであることから、財政的な理由により修学を断念せざるを得なかった学生達の進路に対し、支援を与え得る制度として機能している。

(3) 問題点

歯学部

歯学部の健康管理室の利用状況については、利用者数でなく利用内容の分析を行い、発生事例、外科的、内科的問題、発生原因等を明らかとし、環境等の問題解決に活用していかなければならないが、個人情報の問題もあり未だ不十分であることから改善が必要である。

しかしオレンジルーム（健康相談室）の利用者に関する情報は、個人情報、守秘義務等

の観点から難しい問題を含む場合が多いが、教職員と効率的な連携をはかれるようなシステムの構築や、現在稼働している主任・担任制度とのリンクがいまだに不十分と考えられることから、更なる充実化をはかる必要があると考えられる。

さらに、2016（平成 28）年度より施行された障害者の権利に係る条約等の法的内容に関しても検討が十分に行われている状況とは言えず、関連する条例等について慎重に確認しながら今後より一層の検討を進め、積極的な対応を行う必要がある。

大学院

大学院歯学研究科における学生生活支援活動は、従来の慣習から未だに所属分野に依存している面も強いことから、分野内での人間関係が良好でない場合、学生は研究科からの支援を受けることが困難となりがちであり、孤立した状況に陥る可能性のあることが否めない。そこで、大学院学生生活支援部会の組織的、人員的充実をはかり、より一層学生への組織的な支援体制を充実させる必要がある。

2019（令和元）年度に明文化して公開された学生支援の方針についても、更なる周知が必要である。

（4）全体のまとめ

歯学部の特徴の一つとなっている留学生に対するサポートについては、特に COVID-19 パンデミック以降の留年者の増加、休・退学者の増加が看過できない事象となっており、学生のメンタル面でのケアの必要性が求められる。

一方、以前から課題とされている学生の内面的（精神的、心因的）な問題に関しては、未だ不十分な点が残されているものと考えられることから、今後もより一層の充実化をはかることが望まれる。昨今の歯学部教育における厳しい状況は、学生達のメンタルストレスを増大させ、以前にはあまり認められなかったような新たな問題を生じさせている。学生支援もまた、社会環境の変化に応じて、継続的な対策を講じていく必要があるものと考えられる。

大学院歯学研究科においても、順調な学生生活を送れるよう、修学支援、生活支援等に努めている。奨学金制度や TA 制度を充実させるとともに、大学院学生生活支援部会を設置し、大学院学生の円滑な学生生活を支援している。大学院運営委員会の下部組織として、学生生活等に関する大学院学生への開かれた相談窓口としての環境を提供するとともに、アンケート調査等を通して、日常生活の状況や大学院生活の状況等について把握に努め、部会の支援を必要とする学生が発生した際には、可及的迅速な支援を行うことを目標に活動を行っている。しかしながら、本部会の活動についての認知度は十分ではなく、今後部会活動のさらなる周知に努めていき、大学院教育の円滑な実施を進めていく。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

現在、学生の学修や教員による教育研究活動の環境整備等に関わる方針については以下「教育研究等環境の整備に関する方針」により定め（根拠資料 8-1）、ホームページおよび教職員専用ページにおいて公表・周知している。

教育研究等環境の整備に関する方針

学校法人神奈川歯科大学は、建学の精神ならびに教育理念の実現を目的に、教育・研究の拠点としてふさわしいキャンパス施設・整備の充実をはかるため、以下のとおり教育研究等環境の整備に関する方針を定めます。

1. 教育研究環境の整備

- 1) 老朽化した校舎の改築・改修や施設・設備の整備を計画的に進め、教育研究等環境の向上を図ります。
- 2) 省エネルギーに配慮して施設・設備の機能性の拡充を図り、環境にやさしいキャンパス構築を推進します。
- 3) 学生の学修および教員の教育研究活動を推進するため、学生および教員が安心して施設・設備を利用できるよう安全性を確保し、定期的な保守点検による適切な維持管理を実施します。
- 4) 学生の主体的学修を促進するための環境整備を推進します。
- 5) 特色ある研究を推進し、研究資金を獲得するための環境を整備します。

2. 図書館の整備

- 1) 各専門領域の教員より構成された図書選定委員会による選書を主軸とし、多角的視点による蔵書構築を推進します。
- 2) 多様化する情報資源の中から研究・教育の活性化に必要な電子リソースを精査し、積極的な導入に努めます。

3. 情報環境の整備

- 1) 教育・研究・診療・大学運営等に資するため、学内情報ネットワークの有効性及び効率性、信頼性、可能性、機密性の向上に努め、ICT の発展に対応する環境構築を推進します。
- 2) 高いレベルの情報セキュリティを維持するとともに、利用者に対する情報セキュリティの重要性に係る啓発を推進します。

建学の精神、教育理念を基に定める神奈川歯科大学学則第1条を達成するために必要な教育研究等設備の充実や整備に関しては、中長期計画＜KDU2028 計画＞（根拠資料 1-

16) や単年度計画（根拠資料 1-17）に基づき計画しており、学校法人神奈川歯科大学理事会規則第7条2項（根拠資料 8-2）に定めるところにより、理事会で審議、決定している。実際の運営は、学長を委員長とする改革推進委員会（根拠資料 6-21）の方針で、教育研究等環境を含めた大学全体の将来計画を検討し、理事会に諮ったうえで実施している。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

＜施設・設備等の整備＞

本学は、横須賀市稲岡町（横須賀キャンパス）に本部機能を置き、その他に隣接する小川町体育館、浦上台グラウンドを有し、横浜市神奈川区（横浜キャンパス）に附属横浜クリニック・横浜研修センターを設置している。2015（平成 27）年度には横須賀キャンパスと道路を挟んだ隣接地を購入し、築 40 年ほど経過した既存病院の移転が行われ、2017（平成 29）年度に新附属病院を開院した。2023（令和 5）年 12 月にはキャンパスセンターを竣工した。本学校地・校舎に関しては併設する神奈川歯科大学短期大学部と共用部分を含み、大学設置基準を満たしている。

①横須賀キャンパス

横須賀市稲岡町にある横須賀キャンパスは、歯学部と大学院歯学研究科の教育研究のメインキャンパスであり、横須賀米軍基地に隣接し、京浜急行横須賀中央駅から徒歩 10 分（JR 横須賀駅から徒歩 20 分）に位置している。構内は地域一般に開放され、桜やジャカランダ等が開花する時期にはフェスティバル等も開催し、地域との連携を深めている。また、横須賀キャンパス一帯は横須賀市港湾局の管轄下にある三笠公園の区域内であり、横須賀市の広域避難場所にもなっている。

建屋としては、第 1 研究棟、第 2 研究棟、附属病院、1 号館・2 号館、図書館、学生食堂やクラブ等の部室がある 6 号館パレット、キャンパスセンター、講堂、資料館・解剖実習室等がある。第 1 研究棟は地上 5 階で、教授室や研究室を設置している。第 2 研究棟は地上 7 階で、教授室、研究室、動物舎等を設置している。附属病院は地上 12 階で、ベッド数 23 床を備え、地域の 2 次・3 次歯科医療機関としての設備を備えている。

1 号館は地上 4 階・地下 1 階で基礎及び臨床実習室が 6 室あり、総合歯学教育学講座（教養教育学分野および歯学教育学分野）、キャンパス全体の情報ネットワークを管理するネットワークセンターと売店がある。

2 号館は地上 3 階で 12 の講義室があり、1 号館と連絡通路で接続している。6 号館は地上 4 階で、1 階は学生食堂、2 階には学生食堂および売店と学修室が設置され、3 階と 4 階はクラブ等の部室となっている。

2023（令和 5）年 12 月に竣工したキャンパスセンターは地上 4 階で、学習室（104 席）、多目的ホールその他、教学部、大学院教育研究部をはじめとした事務部門を集約して設置しており、学生支援や各種事務業務の中核を担うと共に、地域に開かれた大学の顔としての

第8章 教育研究等環境

役割も持っている。

講堂には大講堂と2つの小講堂、2教室を備えている。大講堂は800名の収容が可能であり、歯学部と短期大学部の入学式や卒業式、大学祭や公開講座等の諸行事に利用されている。小講堂には第1小講堂（160名収容）と第2小講堂（200名収容）があり、セミナーや学会、講演会等、様々な用途で利用されている。

神奈川歯科大学資料館（根拠資料8-3）は2013（平成25）年に本学創立100周年を記念して設置され、多数の貴重な人体標本と共に、本学の軌跡や歯科診療室の変遷を再現した展示等を行っており、地下には解剖実習室が設置されている。

さらにキャンパス内には、実験等で使用される金属廃水のための廃水処理場も設置されている。

大学院歯学研究科各分野の研究室は、横須賀キャンパスの第1および第2研究棟と附属横浜クリニック・横浜研修センターに設けられている。また各分野の研究室とは別に、実験動物施設（第2研究棟7階）、超微構造研究施設（第1研究棟1階）、組織培養実験施設（第1研究棟5階）、遺伝情報解析室（第1研究棟4階）、共同実験室（ESR室含む）（第1研究棟1階）、大学院中央研究支援センター（第2研究棟5階）、ICT講義室（第1研究棟3階）、等を整備している。ICT講義室は、情報通信ネットワーク環境が整備されており、横浜キャンパスとの密な連携を図るために活用されている。

② 体育館

横須賀キャンパスから道路を隔て、地上3階地下1階の体育館を設置している。アリーナの他に、武道場、フットサル場、トレーニングルーム、卓球場、セミナー室、ランニング走路があり、主に体育の授業とクラブ活動、さらには教職員と市民の健康増進に利用されている。地下1階部分は教職員の駐車場となっている。2008（平成20）年4月に漏水・塗装の改修工事を実施し、2014（平成26）年8月に南側ガラス窓の遮光（スモークガラス）張り替え工事を完了した。また、2011（平成23）年9月5日には、大規模災害発生時に生じる帰宅困難者一時滞在受け入れ施設として、横須賀市と防災協定を締結（根拠資料8-4）し、緊急時の市民受入れ場所として指定されている。

③ 浦上台グラウンド

横須賀キャンパス南東部、車で20分程度の距離で、防衛大学校に近隣する位置にグラウンドを設備している。敷地中にはクラブ室（シャワー室含）があり、学生のクラブ活動や試合等に利用されている。近隣の幼稚園・小学生のサッカーチームや鼓笛隊等の活動にも開放しているだけでなく、横須賀市の広域避難場所としても利用され、2015（平成27）年4月1日からは横須賀市の指定緊急避難所として連携をはかっている。

④ 横浜キャンパス（附属横浜クリニック・横浜研修センター）

JR横浜駅西口から徒歩5分ほどの場所に位置し、診療部門として地下1階から地上5階に有床診療所、6・7階に大会議室（定員：120名）・教室（定員：50名）・図書室・シミュレーション実習室等を配置した複合的な臨床研修・教育施設である。診療部門は歯科

〔歯科（成人）・歯科口腔外科・矯正歯科・インプラント科・小児歯科・障がい者歯科〕、医科〔内科（認知症 高齢者総合内科外来）消化器内科・糖尿病代謝内科・循環器内科・眼科・耳鼻いんこう科・麻酔科〕等の診療科を設置しており、歯科と医科の連携により総合的に診療ができる有床診療所として機能している。また、病棟には19床のベッドと手術室（2室）を備えている。臨床研修・教育としては、歯科医師臨床研修（指導歯科医：19名）と卒前臨床実習（歯学部5年生、短期大学部2年生、3年生）に加え、大学院歯学研究科（指導教員：教授2名、准教授2名、講師10名、助教8名）として、臨床コースを中心とした博士課程（歯学）の学生を受入れている。

COVID-19 への対応・対策については、院内感染予防を目的とした院内環境整備（手指消毒、サーモカメラ、アクリル板、換気等）、全ての来院者への対応（検温、マスク着用の徹底等）、職員への感染予防対策への意識向上のための啓発活動や院内感染防止対策講習会の開催、マニュアル等の作成、職員の体調管理・出勤状況管理等を行い、院内での感染防止に努めた。

⑤ 附属病院

横須賀キャンパスと道路を挟んだ隣接地に、多彩な診療スタイルを提供する次世代の歯科総合病院として2017（平成29）年11月に新たな附属病院として移設した。地上12階建ての建物には、1階から5階に診療部門、6階から12階に教育関連施設および管理部門が設置されている。診療部門には13の歯科部門と3つの歯科外来、6つの医科部門と3つの医科特殊外来が設けられており、2次・3次歯科医療機関としての設備を備えている。教育関連部門として7階に臨床座学を行うための講義室を備え、その周囲に11の研修室を配置して、学生達が主体的学修を効率よく実施することを可能にしている。また、各階の診療施設には隣接してカンファレンスルームを配置することで、診療終了後の振り返り学修などが行い易い環境を提供している。近接した8階から9階には臨床系の医局を配置し、学生からの質問や面談等に関するアクセスを容易にしている。12階の講堂は講義や教職員の教育セミナー等に利用されているとともに、近隣歯科医師会を含めて「病診連携オープンセミナー」を開催し若手歯科医師のスキルアップの向上に活用されている（根拠資料8-5）。

2024（令和6）年2月からはアレルギー検査機器を新たに導入し、様々なアレルギー物質を院内で即日結果が得られる検査を実施する体制を整えた（根拠資料8-6）。

<施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保>

<KDU2028 計画(根拠資料 1-16)>においてインフラの老朽化が課題とされているが、まずは最も老朽化が顕著である本部棟の立て替えを軸としたキャンパス改造計画の立案が進められており、2020（令和3）年度に新本部棟の基本設計を完了、2022（令和4）年度に着工し、2023（令和5）年12月に「キャンパスセンター」として竣工して2024（令和6）年1月に利用を開始している。

建築物の電気、消防設備、エレベーター、給水装置等の設置については、各関係法規に則り専門業者による点検を定期的に行っている。防犯カメラの設置や24時間体制で警備員を配置しており、安全確保にも努めている。衛生管理については「学校法人神奈川歯

科大学衛生管理規程(根拠資料 8-7)」に基づき、衛生委員会を設置し、健康障害及び危険を防止するための基本となるべき対策、健康の保持促進を図るための基本となるべき対策等に関する事項を審議し、実施している。衛生委員会は、原則月 1 回開催され、産業医による定期的な職場巡視等を実施している。

バリアフリー対応としては、建物出入口のスロープ及び多目的トイレを設置しているが、構造上設置できない建物もあり、新築工事や改修工事の時期に合わせて対応することをめざしている。

竣工したキャンパスセンターでは、グリーントイレを設置するなど、多様化する学生のニーズに対しての対応を進めている。また、1 号館の建物には地熱を利用した空調システムを導入し、その他の建屋も随時 LED 照明への交換などを実施して省エネルギー対策にも取り組んでいる。

学内のネットワーク環境は、教職員と学生のセグメントを分けた上で、学内全域で利用出来るインフラを整備している。特に学生に対しては、学生全員が同時にいつでもどこでも、ライブ授業及び録画授業のオンデマンド視聴ができる Wi-Fi 環境を構築し、主体的学修の助けとし、学修効果の向上を図っており、学生の情報倫理の確立に関する取り組みとして、新入生ガイダンス時に「ネットワーク(オンライン講義・オンデマンド講義を含む)利用心得ガイダンス」を ICT 運営委員会委員長が実施し(根拠資料 8-8)、「ネットワーク利用の同意(根拠資料 8-9)」を得ることにより、利用を許可している。また 1 年次の基礎的科目に情報リテラシーを含む授業(根拠資料 8-10)を開講している。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

図書館は、図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他の学術情報を収集、管理、運用し、教職員や学生等の利用に供し、本学の教育・研究の充実と向上に寄与することを目的に利用者サービスを提供している。私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金を活用し、本学の教育理念のもとに学びの質を高めるための「ラーニング広場」も 2013(平成 25)年度より開設している。資料の収集・選択は、多様な教育研究分野から人選された図書選定委員会が新刊の専門書を中心に購入の可否を判断している(根拠資料 8-11)。また、図書選定委員会の委員は、他分野での必要性も勘案し、偏りのない選書に努めている。利用者からの推薦・希望は随時受け付け、教育要項(シラバス)に掲載されている「参考図書」についても収集・整備し、所蔵情報が一目でわかるようにホームページにリンクを設けて利用者の便宜を図っている(根拠資料 8-12)。

2023(令和 5)年度末の蔵書数は、図書 162,896 冊、学術雑誌 1,936 種、視聴覚資料 5,405 点、閲覧可能な電子ブックは 7,475 点、電子ジャーナルは 5,108 点となっている。ほとんどの資料は開架図書として、利用者が自由にアクセスできる状態にある。複本や資料的価値が低下した資料の約 3 万冊は、ラーニング広場書架に配置し、利用者のリクエストに応じている。

図書館は延面積 1,761 m²で、閲覧室、インターネット対応スペースやブラウジングコー

ナ一、書庫、事務室がある。図書館の閲覧席は210席で、研究者用個室5室、視聴覚用個室4室、セミナー室1室、PC18台、プリンター4台、コピー機2台を設置している。ラーニング広場は435㎡で、個人学修エリア24席、グループエリア95席、検索用PC5台、貸出用ノートPC2台、プリンター2台、コピー機1台を設置し、いずれもインターネットに接続可能な環境にある。また、横浜クリニック・横浜研修センターにある神奈川歯科大学図書館横浜分室は、延面積48㎡で、閲覧席5席、PC5台、コピー機1台を設置している。2023（令和5）年度末の蔵書数は、図書2,145冊、学術雑誌185種、視聴覚資料16点となっている。閲覧可能な電子ブック、電子ジャーナルは、一部のシングルサイト契約を除き横須賀キャンパスの図書館と同一である。横須賀キャンパスとのシャトル便による図書館資料の貸出・複写デリバリーサービスも実施し、分室利用者に配慮した運用を提供している。

図書館の開館時間は平日午前9時から午後9時である。職員は、大学院歯学研究科1号教員が図書館長を併任し、図書館長の下に、司書有資格者を含む専任職員とパート職員、図書委員及び図書選定委員を配属している。高度な専門能力の維持、向上のための人材育成の面では、特定非営利活動法人日本医学図書館協会（JMLA）の認定資格である「ヘルスサイエンス情報専門員」の取得実績（基礎：1名）があり、職員は研修会等に参加しスキルアップに努めている。

COVID-19への対策として暫定的に縮小していた閲覧席は、2023（令和5）年5月8日に感染症の位置づけが5類に移行されたことに伴い、従来の1/4程度から1/2程度に緩和し、開館時間も通常通りに戻した。ただし、換気や衛生面への配慮は引き続き行い、感染予防に努めている。

学術雑誌の電子化の推進により、フルテキストの入手が容易になり、利用者の利便性が格段に向上している。本学で提供している電子ジャーナルは、大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）、JMLAのコンソーシアムに参加してパッケージ契約しているものと、タイトルごとに契約しているものがあり、歯学電子ジャーナルを中心に積極的に資料の収集・整備を進めてきた。利用統計を活用して利用者のニーズに沿ったジャーナルの選定を行い、サービス向上に努めている。

所蔵情報は、ホームページに設置している「蔵書検索（OPAC）」から学内外問わず自由に検索・確認することができる。また、国立情報学研究所の全国的な共同分担目録事業（NACSIS-CAT）に登録している資料については、国立情報学研究所情報ナビゲータ[サイニイ]（CiNii）からもアクセス可能である。

データベースは、歯学及び医学の文献検索で必須とされる医中誌Web版、抄録・引用データベースScopus、EBM（Evidence-based Medicine）の情報基盤となる臨床試験報告文献データベースCochrane Library等を提供している。これらは学内から24時間利用可能で、一部は学外からもアクセスできる。また、データベースの検索結果から全文入手までをナビゲートするリンクリゾルバを導入することにより、学修、研究活動等のトータルのサポートを実現している。

国立情報学研究所の目録所在情報サービスNACSIS-CATおよび相互貸借サービスNACSIS-ILLに参加し、業務の合理化・迅速化を進めるとともに相互協力体制を構築して

いる。さらに、JUSTICE、JMLA、私立大学図書館協会、神奈川県図書館協会等にも加盟し、コンソーシアムによる共同購入や加盟館との連携を推進している。

その他、教員の研究業績を集約したデータベース「研究業績 WEB 版 (<https://www.kdulib.net/>)」を 1998 (平成 10) 年から構築、学内外へ公開しており、図書館ホームページ上から検索・利用することができる。また、2016 (平成 28) 年 6 月より国立情報学研究所の共用リポジトリサービス JAIRO Cloud を利用して本学リポジトリの公開を開始し、本学の教育研究活動の発展に資するとともに、知的生産物を広く社会へと提供することにより社会貢献に努めている。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

参加型臨床実習開始前の臨床教育を行う実習室は、毎年整備して教育活動の促進を図っている。実習室が集中している 1 号館は、開設以来 16 年を経過しており、視聴覚用モニターの更新や、タービン等の整備・更新が欠かせない。実習室管理費として年間 800 万円を、実習費として年間約 1,000 万円を配分し、学生実習の充実に努めている。また、2019 (令和元) 年度には、共用試験や自己学修等で利用できるよう ICT 教育のさらなる充実化に向けて PC ルームを 1 号館 4 階に整備した。

また、共同実験施設 (実験動物施設、組織培養室、超微構造研究室、遺伝情報解析室) の運営費として毎年約 3,500 万円程度が予算配分されている (大学基礎データ表 8)。この他に競争的資金の約 3 割である間接経費が研究のための経費として研究環境の整備に資されている。

教育費 (研究費に転用可) は教授から助手まで職位により配分 (教授 70,000 円、准教授 50,000 円、講師・助教 40,000 円、助手 10,000 円) し、学生教育 (2015 (平成 27) 年度からは研究費として使用可) に資するものとした。ほかの研究予算は、大学院生、研究生の授業料の半額を各所属分野に支給している。また、毎年度、大学院プロジェクト研究費として、公募を行い、重点的に研究費の配分を行っている。2023 (令和 5) 年度は、理事長直轄の新ビジネス委員会で認定され開設された 2 つの研究所 (唾液研究所と AR/VR/空間再現技術研究所) に関連する研究、科学研究費補助金申請で不採択となった研究や申請前に行う予備的研究に対する支援、助教として勤務を希望する助手で博士号を目指す人を対象とする研究への助成を行った (1 件 50 万円を 19 件：根拠資料 8-13)。

研究室の確保については、教授には 1 部屋が割り当てられている。准教授については 1 部屋が割り当てられている分野もあるが、原則として准教授以下については共同研究室となっている。研究時間確保については、学会発表等の出張について予算の範囲で自由に申請できる等、授業および診療に支障がない範囲において研究活動を支援する体制がとられている。また、研究専念期間については本学としては特に設定されていないが、働き方改革の観点を含め、検討がなされているところである。

2013 (平成 25) 年度からティーチング・アシスタントの他に、教育補助員を配置し、学生の出欠調査や授業補助、e-ラーニング用データの収集等を担当している。

教員の研究活動に必要な学会、研修会への発表や参加は、国内外において制限はなく、これらの研修参加費は大学から支給される年間の研究旅費から支出することが認められている。また、学内に競争的資金獲得・研究推進支援委員会を設置して、外部委託による科学研究費の申請支援などを行い、教員の研究費獲得の支援を積極的に行っている。

2018（平成 30）年度には、公的研究費の申請等を含む研究全般の管理業務について、大学院教育研究部による支援が行えるよう、事務組織の再編も行われた。このことにより、外部資金の管理強化がなされるとともに、外部資金をより積極的に獲得するための支援体制を整えた。また、2019（令和元）年度より中央研究支援センターが設置され、論文投稿、実験、統計などの研究サポート体制の充実化が図られた（根拠資料 8-14）。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

学校法人神奈川歯科大学は、ヘルシンキ宣言の医の倫理の基本的理念に基づいて研究倫理規程（根拠資料 8-15）を定め、専門性の高い複数の外部委員を含む研究倫理審査委員会（根拠資料 8-16）（2 か月に 1 度開催、持ち回り審査は不定期）および COI 委員会（持ち回り審査）を設置している。研究費の不正使用に関しては、2007（平成 19）年に文部科学省より「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」が発信された後、2014（平成 26）年の同ガイドライン改定を経て、2021（令和 3）年 2 月に再度改定が実施され不正行為への対策強化が進められている。これを受け、公的研究費の不正防止に関する規程および学内の責任組織体系の改正などを行ってきたが、2022（令和 4）年度には学校法人神奈川歯科大学競争的研究費管理・運営体制規程（根拠資料 8-17）をはじめとする研究活動における不正行為防止等に関する規程等の改正を実施した。また、2023（令和 5）年度中も文部科学省の通知を学内に周知し（根拠資料 8-18）、これに合わせて関連規程も改正を実施した（根拠資料 8-19、20）。そして、公的研究費コンプライアンス研修（根拠資料 8-21）および不正行為防止に関する啓発活動の実施を通じて不正防止に努めた結果、不正行為の発生は認めていない。

加えて、研究活動における研究倫理の強化については、2014（平成 26）年に文部科学大臣決定による「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の制定にとともに、2015（平成 27）年度より定期的な研究倫理教育の実施が求められることになった。これらに関する研修会は 2015（平成 27）年度より実施しており、研究に携わる教職員全員に受講を義務付けている。COVID-19 パンデミック発生以降は、大勢の教職員が同一空間に集まることは可能な限り避けたいため、動画視聴による講習会を実施してきており、2023（令和 5）年度も外部講師に研修動画の収録を依頼し、インターネット経由で視聴・受講してもらい（根拠資料 8-22）、受講後には確認テストを行い理解度を確認している。

歯学部においては、3 年次に「社会歯科学（生命倫理）」を配置して、倫理教育を履修し（根拠資料 8-23）、大学院歯学研究科では、1 年生前期の大学院共通科目「研究基盤学（根拠資料 8-24）」において、研究倫理に関する講義を実施して、早期から倫理教育を提

供して意識の涵養に努めている。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

施設・設備の維持および管理については、各種法令等で必要とされる定期点検を実施しており、この定期点検の結果をもとに総務課において修繕計画を立案し、財務課の予算計画に反映させて、教育研究環境の整備に努めている。なお、定期的な点検を実施する過程において COVID-19 への対策として行った主な内容は、点検・評価項目②の中で前述している。

科研費等の競争的資金などの獲得状況、公的研究費コンプライアンス研修・研究倫理教育研修の受講状況および理解度等については定期的に把握しており、公的研究費の機関内責任者会議において毎年度検証するとともに、次年度の不正防止計画の検討も行っている。

また、図書館では、図書館長を委員長とする図書委員会と図書選定委員会を設置している。図書委員会は年1～2回程度開催され、図書館の予算・決算その他の重要事項を審議している。また、図書選定委員会は年6回程度開催され、購入資料の選定を行っている。

(2) 長所・特色

1) 教育環境の面においては、自主学修スペースが総合歯学教育学講座（教養教育学分野および歯学教育学分野）近くに確保され、学生からの質問や相談を受けやすい環境が提供されている。また、e-learning 及び KDU-LMS（神奈川歯科大学学修管理システム）の活用などにより、学内外を問わず授業の再確認や復習ができるようになり、多くの学生に利用されており主体的学修の促進に貢献している。2023（令和5）年12月に竣工したキャンパスセンター内には、学生のための24時間利用可能な学修スペースも設置され、主体的学修が今後さらに推進することが期待される。

また、附属病院では旧病院と比較して大幅な教育機能の強化が行われた。7階にはワンフロアを使用して教育用施設が配置され、臨床実習生用の教室（スチューデントドクタールーム）と、周囲にPBL等グループ学習等で使用するための11室の小研修室が設置されている。隣接してチューターとなる教員の常駐スペース、臨床実習管理室も配置され、診療参加型臨床実習充実化の一助となっている。また、直ぐ上階の8、9階には臨床系全講座教員の医局が設置され、学生が教員にアプローチしやすい環境を構築することにより、学修の効率化が図られたことは本学の特色といえる。さらに、臨床実習が行われる各診療エリアにも、PBLやセミナーを開催できる学生カンファレンスルームを設置して、臨床の場と教育の場を近接させることで、実習で得た知識や疑問等をリアルタイムで整理することが可能となった。教職員以外の研修歯科医や医員とも交流し易い環境となり、年代の近い歯科医師との交流により、将来像が描きやすいことも特徴の一つとなっている。3階の診療部門では、インプラントや歯科用CAD/CAMシステム、マイクロスコープによる

治療も見学でき、高度先進歯科医療に触れることができる。病院内で知識・技術・態度を養える環境を整備し、将来を担う歯科医師の育成に取り組んでいる。

2) 研究環境の面では全教員や大学院生が共通に使用できる機器が増加し、新たな研究成果を得られるようになってきている。そしてそれらの機器を統括して維持管理するとともに、研究の充実化、環境整備に努めている。2019（令和元）年度からは新たに中央研究支援センターが設置され、専任者を配置して論文投稿、実験、統計処理などに関するサポートを受けられるようになり、研究者支援体制も強化されている。

3) 図書館サービスの向上を図るため、「ラーニング広場」を設置している。教育・研究・学修支援のサポート体制を確立し、且つ多様な閲覧環境の設備整備を充実させ、学生の学びの質を高める学修環境が構築できている。歯科医師国家試験対策として各種問題集を取り揃え、利用に供している。

4) 本学は横須賀市と防災協定を締結し、体育館は大規模災害発生時の帰宅困難者受け入れ避難所となっており、浦上台グラウンドは広域避難所となっている。災害時には体育館に約 500 人を収容することが想定されているため、体育館倉庫には人数分の非常食と毛布等を保管するとともに、保管施設を分散して非常食の備蓄と更新を進めている。

（3）問題点

キャンパス施設・設備の老朽化が進んだことから、改善および改修が必要となっている。予算規模が大きな施設・設備の維持・管理にあたっては、優先順位の高いところから順次建て替えや、補強・補修工事などを行っているが、附属病院と本部棟の移設を完了したものの、現在まだキャンパス改造計画の推進中であり、引き続き実行していくことが必要である。バリアフリー対策としての建物出入口へのスロープ設置や多目的トイレの設置などが構造上できない建物については、新築や大規模な改修工事の際に対応せざるを得ない状況となっている。さらに、建て替えを終了していない建屋についても、耐震のための補強工事や建て替えなどが必要となってきていることから、中長期計画として対処を急ぐことが望まれる。

（4）全体のまとめ

教育研究環境について、大学設置基準には十分対応した環境が整備されている。しかしながら、施設の老朽化を生じつつあることから、2017（平成 29）年度においては築 40 年ほど経過し、耐震強度についても問題が高かった附属病院の新築、移転が行われた。また、本部棟・図書館等の施設については「本部棟建築検討委員会」を設置して、2023（令和 5）年度内の完成を目指して建築が進められ、2024（令和 6）年 1 月に移転が終了している。今後、国などからの補助金の活用等についてできる限りの工夫を加えながら中長期の予算計画を立て、施設の整備を進める必要がある。

研究用機器備品および研究用施設・設備の保守については、科学研究費助成事業の間接経費等を有効活用し、優先順位の高い共用のものから整備を行っている。整備にあたって

第8章 教育研究等環境

は研究者からの要望に基づき、優先順位等について知的財産・間接経費検討委員会において審議の上執行されている。今後も研究者の要望に沿いながら研究者にとってより有益なものとなるよう整備を継続するとともに、研究施設や機器の充実化を進めていくことが重要である。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

本学では、「社会連携・社会貢献活動に関する方針」を以下の内容にて策定し、大学ホームページおよび教職員専用ページにおいて公開し周知している。

社会連携・社会貢献活動に関する方針

学校法人神奈川歯科大学は、建学の精神実現のために、広く社会と連携し、社会に貢献するため、以下のとおり社会連携・社会貢献活動に関する方針を定めます。

1. 研究成果の社会への還元
 - 1) 論文・報告等を通して研究成果を広く社会に公開します。
 - 2) 学術集会・講演会等の適切な開催を支援します。
2. 社会に向けての教育研究活動
 - 1) 教育研究活動の情報を発信します。
 - 2) 公開講座・職業体験・オープンカレッジ等を通じた教育活動を行います。
 - 3) 医療情報の発信を推進します。
3. 本学支援者・卒業生等とのネットワーク構築
 - 1) 大学新聞等を通じて情報を配信します。
 - 2) 同窓会を支援し、卒業生等へ情報を配信するとともにネットワークを構築します。
 - 3) 白菊会・保護者等とのネットワークを構築し、情報交換をします。
4. 地域社会との連携活動推進
 - 1) 地域における防災・減災活動へ協力します。
 - 2) 激甚災害発生時の活動に協力します。
 - 3) 地域自治体・産業界・学校等との連携をはかります。
 - 4) 地域開放型イベントを開催し住民との連携を深めます。
5. 社会貢献のための神奈川歯科大学基金の拡充
 - 1) 神奈川歯科大学基金を充実させます。
 - 2) 奨学制度を充実させます。
 - 3) 研究活動を支援します。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

2018（平成30）年度に法人の常設委員会として社会連携・貢献委員会を設置し、「社会連携・社会貢献活動に関する方針」（根拠資料9-1）に基づき、取り組みを進めている。

- (1) 地域における官産学連携の推進について

2021（令和3）年に横須賀商工会議所との間で「歯の健康から認知症予防まで」をテーマに「横須賀商工会議所と神奈川歯科大学との健康経営の推進に関する協定」（根拠資料9-2）を締結し、2022（令和4）年度以降も附属病院と連携しつつ、各種健康情報の発信、横須賀ロータリークラブでの本学教員による複数回の講演実施（根拠資料9-3）などを実施している。さらに、地元企業や中等教育機関の従業員、教職員へのインフルエンザ予防接種、COVID-19 ワクチン接種への協力など、多面的な取り組みを継続した。

また、2021（令和3）年には、高齢化が急速に進む中で、認知症の方やそのご家族が安心して暮らすことができる認知症共生社会を目指して、「横須賀市と神奈川歯科大学における認知症トータルケア事業連携協定」（根拠資料9-4）を締結し、同年11月には認知症ケアセンターの中核施設として本学敷地内にRB（レッドブリック）白浜館を完工させ、2022（令和4）年には同施設の一角に神奈川歯科大学鍼灸臨床センター（根拠資料9-5）も開院し、地元市民の方々等に利用されている。

その他、2021（令和3）年には、本学の保有するAR技術を広く地域に還元するという考えに基づき、横浜市等との間で、「災害時の避難支援アプリ制作に向けた産学官連携プロジェクト推進に関する協定」（根拠資料9-6）を締結し、産学官連携により、2022（令和4）年3月、「横浜市避難ナビ（無料アプリ）」（根拠資料9-7）を配信し、地域の方々に広く利用されている。

なお、2022（令和4）年に開催された「ねんりんピックかながわ2022」においては、横須賀市が主催する卓球大会会場に、タブレットを用いて4つの簡単なテストを行い脳の状態をチェックする「のうKNOWブース」と「VRとARを用いた防災アプリ体験ブース」を本学から出店するなどの協力をした。

防災においては、緊急災害時に体育館を帰宅困難者一時避難場所として開放するという防災協定を横須賀市と締結しているほか、横須賀市浦上台の神奈川歯科大学グラウンドは広域避難地になっている（根拠資料9-8）。

更に、2023（令和5）年には、地域における官産学連携の一環として、地域ボランティア（奉仕）活動への学生参加を企画し実践することができた。具体的には、本学の学生（歯学部・短大<看護・歯科衛生>）が社会に貢献できる医療人を目指している中でボランティアの精神は極めて重要な素養であることから、その涵養のために横須賀ロータリークラブ主催の地域・社会ボランティア活動への参画を企図した。2023（令和5）年11月には「ポリオ根絶募金活動」に学生等が初参加し、ポリオ根絶への理解促進とより多くの募金を集めることに寄与できた（根拠資料9-9）ほか、2024（令和6）年3月には、「10,000メートルプロムナードクリーン作戦」に参加し、横須賀市内の清掃活動を総勢約500人の仲間たちと行った。この両ボランティア活動には、横須賀ロータリークラブ会員の方々のほか、地元の高中生やボーイ&ガールスカウトの子供たちが多く参加しており、地域・社会への貢献に加え、こうした高校生や子供たちとの交流を深めることもできた（根拠資料9-10）。

（2）地域学校との連携強化

2022（令和4）年度に発足した企画推進室が中心となり地域学校との連携強化が進めら

れ、多くの高校訪問や高等学校等との教育連携協定を締結し、さらには中等教育生徒向け各種体験プログラムの提供を通じた交流促進を継続して実施している（根拠資料 9-11）。具体的には、2023（令和 5）年 6 月には「善牧学園」、同 8 月には「桜美林大学」、同 12 月には「捜真女学校中学部高等学部」、さらに 2024（令和 6）年 1 月には「麻布大学」と教育連携等を締結した（根拠資料 9-12）。なお、2023（令和 5）年 12 月には新たに募集広報部を設置し、企画推進室と協調しつつ地域学校との連携強化に取り組む体制の強化が図られた。また、従来より地元中学生の職業体験などの受け入れを実施してきているが、横須賀ロータリークラブとの連携による地元中学生のための職業体験学習も昨年度に続き協力・開催し、今年度は 2023（令和 5）年 12 月に竣工となったキャンパスセンター（新本部棟）を活用する形で 2024（令和 6）年 1 月プログラム内容も刷新して行われた。

神奈川県内の大学間における学術交流に関する協定は、2001（平成 13）年に締結され、学術交流を通じて大学院における教育・研究活動の一層の充実を図ることを目的としている。この協定により、学生が自己の所属する大学院以外の各大学院の授業科目の履修や教員からの指導を受けることが可能となり、大学間の共同研究等への参加が可能となった（根拠資料 9-13）。各分野においてそれぞれの特徴を活かした研究活動を行い、研究の成果を社会へと還元している（根拠資料 9-12）。すなわち、社会における大学としての使命を果たすべく、歯科医学の周知及びエキスパートとして歯学教育研究活動を推進することによって、より良い社会の形成に貢献できるよう努めている。

教員は、国や地方公共団体、医療機関や研究・学術団体、歯科医師会等からの講演やセミナー講師、委員派遣等の要請に応じ、教育研究の成果を社会に還元している。

他大学への講師派遣も行い、高等教育のエキスパートとして、近隣・遠隔の大学、看護学校及び歯科衛生士学校の非常勤講師として授業を担当し、地域社会の教育向上に寄与している。

(3) その他の社会貢献について

神奈川歯科大学、神奈川歯科大学附属病院、附属横浜クリニック・横浜研修センターでは、社会連携・社会貢献に関して明らかな方針を定めており、患者様に対する質の高い医療の提供を目指し、地域との連携医療の推進を図っているほか、講演会・公開講座の開催や外部主催公開講座への講師派遣などを通じ社会への情報発信にも努めている。

大学では、社会人を対象とした授業等は行っていないが、1998（平成 10）年度から医療系大学の特色を生かし、地域市民の多様で高度な学習要求に対応する市民公開講座を開催してきている。テーマ等は各講座開催時のアンケート結果等を踏まえ、市民の要望を十分に反映させるとともに、本学の専門性を活かした医学及び歯学関連のものから、最先端の研究内容等を含めた幅広いものとなっている。さらに同窓会主催の学術講演会を 2023（令和 5）年度は 5 回開催し、本学の教員派遣や会場の提供などを行っている（根拠資料 9-14）。

附属病院では、学外組織との適切な連携体制を構築するため、2001（平成 13）年から他の医療機関（診療所等）との連携の窓口として設置した「地域連携室」を、2011（平成 23）年からは開放型病院（オープンシステム）として再スタートし、病診連携推進のため

の交流会やオープンセミナー等を開催して地域社会との連携に取り組んでいる（根拠資料 8-5）。また、2011（平成 23）年度から神奈川歯科大学同窓会との共催によりオープンシステムの一環として、地域医療関係者向けに研究成果に基づく先進医療に関するトピックスを交えた講演会やシンポジウムを開催している。また意見交換の場としての交流会も開催してきている。

2021（令和 3）年にはオンライン相談窓口を開設し、開放型病院（オープンシステム）から開放型病院（オンライン共同医療システム）へと改変し、病院と診療所が連携して相互に情報を交換し合い、患者様に対してより質の高い医療を提供するシステムをスタートさせた（根拠資料 9-15）。

また、同年からはホームページも活用しつつ、地域に開かれた次世代の歯科大学病院をスローガンとし、医科・歯科連携医療への期待に応えるため、市民健診・特定健診、企業健診、人間ドックの利用を一段と推進している（根拠資料 9-16）。

2002（平成 14）年に設立された附属横浜クリニック・横浜研修センターにおいては、社会連携・協力体制は附属病院に準じて 2012（平成 24）年から「地域医療連携室・広報室」を開設し、地域医療との連携を図ると共にその広報活動に努めている（根拠資料 9-17）。また、医歯学関連のセミナーを定期的で開催し、広く医療従事者や一般市民にも利用されている。地域医療連携室は、公開講座や医歯学関連のセミナーを定期的で開催し、講師は外来講師及びクリニック内講師が務め、広く医療従事者や一般市民にも利用されている（根拠資料 9-18）。

歯学部社会歯科学系法医学講座歯科法医学分野では、1995（平成 7）年から DNA 鑑定を日常的に行い、裁判所・検察庁・政府機関などから、現在まで 1,000 件を超える鑑定嘱託を受けているほか、鑑定に伴い、証人として裁判などにも協力している。さらに、COVID-19 パンデミックによる中断期間はあったものの、神奈川県警察や海上保安庁からの要請を受けて、毎年警察官や海上保安庁職員への法歯学鑑定講習会なども実施している。

国家的事業への協力としては、2004（平成 16）年より厚生労働省の推進する戦没者遺骨の DNA 鑑定に対して、鑑定機関として協力するとともに鑑定連絡会議等複数の関連専門者会議に出席し、専門的立場から助言を与えている。

教育研究成果は、2013（平成 25）年度から本学大学院にて学位授与された学位論文の内容要旨と最終審査の結果要旨、学位論文全文（一部）を、大学院ホームページ上に公開してきた（根拠資料 4-37。現在では、2016（平成 28）年度から運用を開始している「神奈川歯科大学リポジトリ」にて公開し、広く社会に情報を発信している（根拠資料 9-19）。

大学院歯学研究科においては、2011（平成 23）年度から歯学研究者・教育者養成コースに高度先進臨床歯科医養成コースと高度診療協力専門職養成コースを加えた 3 コース制の教育を提供してきたが、カリキュラムの過度な複雑化等、運営上の問題が明瞭化したことにより、歯学研究科の 1 専攻制への改組を行った。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

2018（平成30）年度に社会連携・貢献委員会を設置し、社会連携・社会貢献活動に関する方針（根拠資料9-1）に則り、社会連携・社会貢献の適切性についての点検と、改善・向上への取組みを行っている（根拠資料1-17、9-20）。2021（令和3）年度に近隣学校、自治体、地域企業等との連携を強化した様々な取組みをスタートし、2022（令和4）年度に「社会連携・貢献に関する方針」が策定されている。この結果、各部署における様々な取組みが的確に把握できるようになったほか、将来に向けた改善に繋げることが可能な体制が整備できた。

（2）長所・特色

大学、附属病院、横浜クリニック・横浜研修センターなどの各主体が、それぞれの特色を生かし、より一層地域との連携や貢献活動を積極的に推進できるよう取組んでいる。病診連携を含めた地域医療関係者ならびに市民等に対する情報発信を継続的に実施し、教育研究成果について広く社会へと発信に努めている点について、今後も各分野・専門領域で推進されている社会貢献活動を継続して推進していくことで、さらなる発展が期待できる。

地域の口腔保健の向上を目指して、近隣地域の乳幼児に関する歯科健康管理活動に従事し、藤沢市の介護予防事業等にも積極的に協力している。また、神奈川県の歯科保健条例に基づく「歯及び口腔の健康づくり推進委員会や神奈川県摂食機能支援事業において摂食相談及び実技研修を実施してきている。

全国的には静岡県歯科医師会が行う地域保健推進事業への参画、東京都や静岡県が実施した健康づくり事業や特定健診・特定保健指導の指導者育成、ならびに神奈川県、静岡県、沖縄県の歯科医師会設置の障害者歯科医療機関と障害者施設において歯科診療の指導、歯科診療及び摂食指導等を行っている。

さらに、公的事業への委員の配備、ならびにDoping Control Medical Officerとしてドーピングコントロール検査を実施している。

災害歯科医療の分野では災害時の歯科医療支援のみならず、歯科医療機関における防災対策や減災対策に寄与する研究を継続している。

本学の法医学講座は、全国歯科大学・歯学部29校で3番目に設置された歯科法医学教室を端緒としており、現在は法医学分野・歯科法医学分野、さらに神奈川剖検センターを併設し、剖検専用マルチディテクターCTも設備して医学部を併設しない歯学部では唯一、解剖による死因究明を行っている。また、豊富な人材により各地歯科医師会や警察からの要請に応じ、災害時における歯科鑑定の研修会等を毎年複数回継続して実施していることなどが本学の特長といえる（根拠資料9-12）。

また、教育連携で高等学校あるいは大学と締結し、さらなる地域との連携を強化することを図っている。

（3）問題点

大学院歯学研究科においては、神奈川県内の大学間における学術交流に関する協定が締結されているが、本学での学生の受け入れや、他大学院学生の授業科目の履修等実施について検証した結果、未だ実績がでていないことから、近隣の大学との共同研究の推進などについて検討すべきである。2016（平成28）年度から開始されたりポジトリ登録は、まだ個人の申請が少ないことから、十分に社会に発信されているとはいえないため、個人申請の増加について更なる検討が必要である。

歯科ボランティア活動は、同窓会活動に大学が協力する活動が大部分であることから、大学が主体となる活動も必要である。国際交流も東アジアでの活動は活発であるが、より広範囲にわたってのグローバルな展開も期待される。

中学生や高校生、時に小学生を対象とした地域初等中等教育機関との連携が加速度的に推進され、職業体験や体験プログラムによる生徒、児童の受け入れが年々増加してきていることは、地域貢献や高大接続の観点から高く評価されるべき取り組みである。一方、良質なプログラム等を提供するためには、多くの人的資源と時間を必要とすることから、プログラム等の充実化に伴い教職員の負担は益々増加してきている。働き方改革により、教職員の労働時間が厳しく制限されるようになった現在、可及的効率を高めつつ良質な社会連携・社会貢献を提供するために、不断の創意工夫と努力を継続する必要がある。

（4）全体のまとめ

社会連携・社会貢献は、学校法人全体の取り組みとして、大学、附属病院、附属横浜クリニック・横浜研修センターそれぞれにおいて、各地域との連携を着実に拡大してきている。大学、附属病院所在地の横須賀市においては、三浦半島の特性から地域に密着した連携と研究の推進、さらに防災に対する連携などが多岐にわたって実施されている。

また、災害歯科医療と法医学に関連した鑑定・剖検・教育等を通じた社会貢献は意義が高く、外部からの非常に高い評価を受けていることは本学の優れた特徴であることから、今後も益々の発展が期待される。

世界や日本全国との連携や協力をさらに発展させるためにも、現在行っている地域密着型の連携を確実に行っていくことが大切であり、それを実現するために教職員の意識を高めることをはじめ、大学・大学院における教育の質向上と多くの優秀な学生を集めるための継続的な努力が必要である。

第 10 章 (1) 大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

建学の精神ならびに教育理念を実現するため、それぞれの組織が果たす役割を明確にし、目的達成のための改善・改革を推進し、健全で円滑な管理運営をはかるため、次のとおり管理運営に関する方針を定めて、教職員専用ページ上に掲載し、教職員に周知している。

＜管理運営方針＞

1. 教育研究活動充実・推進のための関係法令及び学内諸規程に基づく適正な管理運営
2. 教学ガバナンスの強化と学長リーダーシップの確立
3. 社会への説明責任を果たすため積極的な情報公開
4. 教職員資質向上のための適正な人材育成制度の構築
5. 教育研究を支える財政基盤安定のための効率的な予算編成及び執行

さらに、大学の将来を見据えて策定された 10 年間の中・長期計画として、将来構想委員会が中心となり各部署の責任ある役職者からの意見を踏まえて、＜KDU2028 計画＞を制定した。＜KDU2028 計画＞については、草案作成後に全教職員からのパブリックコメントを受けて修正を加えた後、法人理事会・評議員会での承認を受けて公開している。

また本学は、その自主性・自立性を最大限に発揮しつつ、ステークホルダーに対して説明責任を果たし、自主的に点検することにより健全な成長と発展へと繋げるため、日本私立大学憲章 私立大学版ガバナンス・コードに準拠した「学校法人神奈川歯科大学ガバナンス・コード」（根拠資料 6-4）を制定し、ホームページ上に公表している（根拠資料 10-1-1）。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

学校法人神奈川歯科大学寄附行為第 6 条第 1 項 1 号で神奈川歯科大学学長が 1 号理事として定められ（根拠資料 1-1）、神奈川歯科大学学則第 47 条に「学長は、本学を代表し、本学の教育理念に基づき校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と定められている（根拠資料 1-2）。また、神奈川歯科大学学長選考規程に、資格、任期、選考方法等が明示され、規程に基づいた運営が行われている（根拠資料 6-5）。

学長を補佐する副学長については、神奈川歯科大学学則第 48 条第 1 項に副学長を置くことが定められ、同条同項第 2 号に「副学長は、学長の職務を補佐する。」、同条同項第 3 号に「副学長は、学長の命を受けて校務をつかさどる。」と定められている。また、神奈

第 10 章 (1) 大学運営

川歯科大学副学長規則（根拠資料 6-3）には、資格、任期、選任方法等が明示されており、3 名以内の副学長が指名され、学長の職務を補佐して業務を分掌している。

教授会は、神奈川歯科大学学則第 51 条に「本学に教育・研究上重要な事項を審議するため教授会を置く。」と定められている。また、構成員については同学則第 52 条に「本学教授会は、学長・副学長及び専任教授並びに科目担当責任教員をもって組織する。ただし、学長が必要と認めた者は教授会に出席し、かつ、意見を述べることができる。」と定められており、その構成員にて、同学則第 53 条により「教授会の審議する事項については、別に定める。」とされ、別に定められた神奈川歯科大学歯学部教授会規程（根拠資料 6-6）第 5 条第 1 項により「教授会は、以下の事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。」と規定され、適切に役目を果たしている（表 1）。

表 1 教授会審議事項（学長が決定を行うに当たり意見を述べるもの）

(1) 学生の入学・卒業・再入学・編入学に関する事項
(2) 学位の授与
(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定める。

また、同規程第 5 条第 2 項には「教授会は、以下の事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。」と規定されている（表 2）。

表 2 教授会審議事項（学長の求めに応じ意見を述べることができる）

(1) 教育課程編成
(2) 学生の進級・休学・退学・復学・転学・除籍に関する事項
(3) 学生の指導・厚生及び賞罰に関する事項
(4) 学則の変更及び教学に関する諸規定の制定・改廃に関する事項
(5) 教員の教育研究業績等に関する事項
(6) その他、教育研究に関する事項

なお、開催については、同規程第 3 条第 1 項により「教授会は、原則として毎月 1 回学長がこれを招集する。」と規定され、毎月ほぼ定例で開催されるとともに、必要に応じて臨時で開催されている。

大学院教授会（根拠資料 3-6）は、神奈川歯科大学大学院歯学研究科学則（根拠資料 1-3）第 48 条に「本大学院に大学院教授会を置く。」と定められ、同条第 2 項には「本大学院教授会は、学長及び研究科長、研究科の各科目を担当する教授をもって組織する。」と定められている。この構成員にて同学則第 49 条第 1 項に「本大学院教授会は、以下の事項について学長が決定を行うに当たり本大学院教授会が意見を述べるものとする。」と規定されている（表 3）。

表 3 大学院教授会審議事項 (学長が決定を行うに当たり本大学院教授会が意見を述べるもの)

<ul style="list-style-type: none"> (1) 学生の入学・修了・再入学・転入学に関する事項 (2) 学位の授与に関する事項 (3) その他、教育研究上重要な事項については別に定める。
--

また、同学則第 49 条第 2 項に「本大学院教授会は、以下の事項について審議し、学長・研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。」と規定されている (表 4)。

表 4 大学院教授会審議事項 (学長・研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる)

<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育課程編成 (2) 学生の学位の認定・休学・退学・復学・転学・除籍に関する事項 (3) 学生の指導・厚生及び賞罰に関する事項 (4) 学則の変更に関する事項 (5) 教員の教育研究業績等に関する事項 (6) その他、教育研究に関する事項
--

大学内の危機管理は、予想される危機管理に対応するために「危機管理委員会 (根拠資料 10-1-2)」「衛生委員会 (根拠資料 10-1-3)」「廃棄物管理委員会 (根拠資料 10-1-4)」「全学防災対策協議会 (根拠資料 10-1-5)」「防災実行部会 (根拠資料 10-1-5)」「ハラスメント防止委員会 (根拠資料 7-13)」「研究活動における不正行為対策委員会 (根拠資料 10-1-6)」「個人情報保護委員会 (根拠資料 10-1-7)」「研究倫理委員会 (根拠資料 8-15、16)」「知的財産・間接経費検討委員会 (根拠資料 10-1-8)」等を設置し、それぞれの委員会が必要に応じて会議を開催するとともに、研修会や訓練等を実施する実務を担っている。

以上の通り、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会の組織を設け、これらの権限等を明示し、それに基づいた適切な大学運営が行われている (根拠資料 10-1-9)。

また、COVID-19 への対応については、国や県の方針及びルールに基づき労働環境の整備や就業制限等を行い、クラスターが発生することを防ぐことが出来た。

(教学組織 (大学) と法人組織 (理事会等) の権限と責任の明確化)

法人において定められた管理運営に関する方針 (根拠資料 10-1-10) により、関係法令を理解し、適切に学内諸規程を整備すること、また、教学ガバナンスの強化と学長リーダーシップの確立のため、教授会および各種委員会を組織し、権限等の明確化をはかることを定めている。

これに対し、法人は、学校法人神奈川歯科大学寄附行為の定めるところにより理事会

第10章 (1) 大学運営

(根拠資料 1-1) を設置し、法人運営の最高決定機関である理事会の決定に基づき、本法人を運営している。理事会の運営については、学校法人神奈川歯科大学理事会規則(根拠資料 8-2) 第7条にて具体的な決議事項を明確に定めている。また、理事会と教学組織との円滑な連携を図るため、大学院研究科長や副学長を構成員に加えた「法人運営協議会」も設置されており、運営上の諸課題について情報共有するとともに、迅速かつ円滑な対応を図っている(根拠資料 2-2)。このように、大学と法人組織の権限と責任は明確になっており、同時に効率的で円滑に業務が遂行されるための組織体制を整備している。

(学生、教職員からの意見への対応)

学生からの意見については、クラス主任やクラス担任、事務的窓口である教学部等から、学内委員会として設置している学生支援委員会へと上げられ、内容に応じて対応し審議する体制を整えている。また、教職員からの意見・要望等についても、学内委員会及び法人の常設委員会等において集約、検討がなされ、その内容に応じて相応しい上部組織等に上程して対応がはかられている。

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

【予算執行プロセスの明確性及び透明性】

(内部統制等)

予算については、学校法人神奈川歯科大学経理規程第53条に、目的として「予算は、教育・研究その他の学事計画と密接な関連をもって、各部門活動の円滑な運営を図るとともに、明確な方針のもとに全般的調整を経て編成されなければならない。」と定められている(根拠資料 10-1-11)。また、編成から執行についても同規程第54条から67条までに予算編成・予算執行・予算責任者・予算委員会等が定められている。同規程53条から67条に基づいて理事長により編成された予算については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聴取したうえで、毎会計年度開始前に理事会の議決により決定している。

以上のことから、本学の予算編成及び予算執行は寄附行為(根拠資料 1-1)に基づき、適切に行われていると判断される。

(予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定)

法人予算の大部分は、事業の継続及び施設・設備の維持等の固定費が占めており、定期的な見直しが行われている。国家試験対策や学生募集に関わる予算配分が近年増額傾向にあることについては、費用対効果の検証による一定の評価が必要であると考えられるが、効果分析にはある程度の期間のデータ蓄積と比較及び相関性の分析が必要となるため、中期的な課題として検討を進めたい。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

【大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置】**(規程の整備)**

事務組織については神奈川歯科大学学則第49条に「本学の教職員については、別に定める。」と明記され、神奈川歯科大学大学院歯学研究科学則第52条に「本大学院の事務を処理するために、事務局を神奈川歯科大学におく。」と明記されている。また、その構成・職位・決裁・業務分担については、学校法人神奈川歯科大学処務規程及び神奈川歯科大学処務規程により定められており、大学業務を円滑かつ効果的に行えるよう編成されている。(根拠資料 10-1-12、13)。

(職員の採用及び昇格に関する諸規定の整備とその適切な運用状況)

事務職員の採用については、学校法人神奈川歯科大学事務職員及び医療職員任用規程(根拠資料 10-1-14)に基づいて行われている。職員の採用について具体的には、職業紹介ウェブサイトやハローワーク等を利用し広く一般公募しており、総務部人事課の担当者が書類選考をした後、配属先が見込まれている場合は、その部署の実務担当者及び所属長を加えた面接試験を実施している。また、同時に、適性検査や学力試験を行い総合的な判断により最終候補者を選定し、法人事務局長を含めた最終面接を経て理事会に上程し、採用の可否を決定している。

なお、事務職員の昇格に関する諸規定の整備について検討を進めた結果、学校法人神奈川歯科大学事務職員昇格規程及び学校法人神奈川歯科大学事務職員昇格細則等を制定し、令和4年4月1日付施行した(根拠資料 10-1-15、16)。

(業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備)

教学部において留学生対応のために外国語で応対できる事務職員や、学生相談にあたる臨床心理士、公認心理士の資格を有するカウンセラーを専任で配置している。また、主として教学関係の情報を集積・分析することを目的とした教学IR室を設置して現在3名の専任職員と他分野との兼務ではあるものの教員も配属して、教育の質向上の一助としている。さらに、これまで学生募集業務に関しては、教員と職員から構成される募集戦略委員会を配置して委員会主体の活動が行われてきたが、深刻化する18歳人口の減少に加え、歯学部著しい人気低迷など、学生募集に危機的な状況を生じてきていることから、2023(令和5)年度の年度中に募集広報部を新設し、専任の教授1名と兼務の教授2名、3名の専任職員を配属した。今後専任職員を増員してさらなる強化をはかる予定とし、現在採用が進められている。

また、総務課内に企画推進室を設置して大学全体の広報を企画推進し、的確かつ迅速に地域やステークホルダーに情報発信するための機能強化を図っている。

(教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係(教職協働))

教学組織や大学運営における教職協働については、ほぼ全ての大学及び法人の常設委員会等の構成員に事務職員が委員として参画しており、教員と事務職員が意見交換をできる場を提供している。

(人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善)

法人の常設委員会として教員評価・育成制度検討委員会を設置して検討が行われてきた。評価制度が構築され運用が開始されたものの、被評価者及び評価者いずれもの負担が過多であることや、職種の違い、臨床を行う教員と行わない教員、所属部署の違い等、もともとの役割が異なる教職員を公平に評価することが困難である等の理由により、継続が困難となり一度中断されるに至った。その後、2020（令和 2）年度に学長主導による持続評価計画プロジェクトが設置され再度検討を進めた結果、以前の評価とは一新された評価制度が構築され、2021（令和 3）年度をトライアル期間として評価制度を運用した。2022（令和 4）年度はトライアルで出た改善点等を見直した上で本格実施し、2023（令和 5）年度以降も運用されている。事務職員についても同様の理由により中断されていたが、職員評価と教員評価とを同一のスケジュールとし、運用が再開されている。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

事務職員の意欲・資質の向上を図るために、人事課長と各部課の所属長の判断により、様々な研修会・研究会等に職員を派遣して意欲と資質の向上に努めている。特に本学が加盟している協会（日本私立大学協会・日本私立歯科大学協会・私立大学庶務課長会・日本医学図書館協会・神奈川県私立学校教育振興会連絡協議会等）の研修会・研究会等については積極的に教職員を派遣して意欲と資質の向上に努めている。

また、教職員の資質向上推進の中核を担うべき委員会として、FD 委員会と SD 委員会の両委員会が設置されていたが、教員・職員に共通する課題も多く、また教職協同のさらなる推進をはかることを目的とし、統合的委員会として FD・SD 委員会へと再編成された。

2023 年度 SD ワークショップは、2 日間に分けて「チームビルディング」をテーマとするワークショップが開催され、職員 59 名の参加があった（根拠資料 10-1-17）。

2021（令和 3）年度のトライアルを経て 2022（令和 4）年度から正式実施となった教職員評価は、未だ実績に乏しく今後の検証を必要としているが、2022（令和 4）年度から正式実施へと移行したことを踏まえ、優れた評価の教職員に対して副賞を添えた表彰を行い、更なる意欲と資質の向上に努めている（根拠資料 10-1-18、19）。また、更なる意欲と資質の向上をはかる一端として、毎年学生から高評価を受けた優れた教員に対して「ベストティーチャー賞」（根拠資料 10-1-20、21）も授与している。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

会計監査及び業務監査については、本学寄附行為第 15 条に基づき、毎会計年度、監査報告書（根拠資料 10-1-22）を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議

員会に提出されている。

また、自己点検・評価委員会では全学的な内部質保証を担保するため、計画に基づいた自己点検・評価を実施し、その結果については外部有識者による外部評価委員会からの評価を受けたうえで、内部質保証委員会が確認して内容の適切性を検証し、必要な助言を加えて改善・向上に向けた取り組みが行われている。

(2) 長所・特色

教育研究活動の支援の充実を図ることを目的として、教学部の他に教育企画部と大学院教育研究部が設置されている。また、全学的な組織として教育委員会が組織され、歯学部と大学院間で定期的に情報を共有して改善に取り組んでいることは、本学の長所と考えられる。

FD・SD 委員会では、教職員の資質向上を推進するための方策を立案し、多数の講演会やワークショップを実施して、教職員の意欲や資質の向上のために効果的な改善を支援している。なお、FD・SDの実施方法についてはCOVID-19への対応としてオンラインでの実施を原則として実施されてきたが、5類感染症扱い移行後においても、参加者の利便性を考慮し、現地開催のみならず録画をオンデマンド視聴できるような、ICT技術を活用した運用が行われている。

大学院教育研究部においては、博士課程教育に関する事務を統括し、学生の成績管理、教育環境・施設の整備や教育備品の維持・管理を司っている。教育委員会、学生生活支援委員会他、関連委員会と協働し、学生が健全な学生生活を送るための学生支援活動を推進している。

(3) 問題点

上記のことから、現在重大な問題は発生しておらず、比較的良好な運営が行われているものと考えられるが、既に予測を超えた18歳人口の減少が高等教育機関に深刻な影響をもたらしている状況にあることから、学生募集状況の悪化により大学運営にも大きな影響が及ぶことを避けることはできない。学生確保に向けて、様々な対策に取り組んでいるが、今後も状況は益々悪化していくことから、更なる創意工夫の努力を払う必要がある。

(4) 全体のまとめ

本学は小規模な単科大学であることもあり、学長を中心とする「ガバナンス機能の強化」や大学運営の効率化が進められており、現在のところ概ね良好な大学運営がなされていると判断される。しかしながら、問題点に前述したとおり、今後の大学運営は学生募集状況が厳しさを加える中で、様々な問題を生じてくることが予測される。本学が中期計画として策定している<KDU2028計画>が中盤に差し掛かっていることもあり、推定以上の18歳人口の減少に加えて歯学部人気著しく低下している現状を踏まえ、計画の進行状況

第10章 (1) 大学運営

を中間点検・評価して適正な修正を加えるとともに、更なる強化をはかる必要性が生じている。

第10章(2) 財務

(1) 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

<KDU2028 計画>でも管理・運営上の重点事項として挙げられている「老朽化したインフラの整備」を、中・長期の計画で進めている。「本部棟建築検討委員会」が中心となり、最も老朽化が顕著である本部棟の建て替えを軸としたキャンパス改造計画を立案し、学習スペースを目的としたデジタルライブラリーを併設した新本部棟の基本設計をとりまとめた。2021(令和3)年度より以下のスケジュールで建築事業が進行中であり、2023(令和5)年度中に本部棟の建て替えであるキャンパスセンターが竣工している。旧本部棟の解体工事は計画より若干遅れているものの、2024(令和6)年度中には実施できる予定である。なお、本事業は全額自己資金で賄う計画となっており、金融機関等からの借入は予定していない。

2020年度	基本設計
2021年度	旧附属病院解体・駐車場整備
2022年度	施工
2023年度	現本部棟解体・外構整備

その他にも、横須賀キャンパス内には築50年を超える建屋がいくつかあり、今後も計画的に整備を進めることが必要となる。

建 物	取得年	築年数
第1研究棟	1971年	52年
第2研究棟	1975年	48年
短大第1、第2校舎	1977年	46年
図書館	1973年	50年
講堂	1968年	55年

2024(令和6)年度以降の具体的な整備計画は現在検討中であるが、収支均衡を前提とした資金シミュレーション(根拠資料10-2-1)のもと、教育研究活動に支障をきたさない範囲内で、無理のない実施計画の立案を進めている。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

①事業活動収支計算書の推移

収入面で特筆すべき点としては、医療収入の増収があげられる。2023（令和5）年度決算では、横浜クリニック・横浜研修センターの医療収入が前年比減収となったが、附属病院は、開院以来過去最高の収入が達成されている。なお、学生生徒等納付金は、短期大学の学生数減を要因に、前年比で減収となったが、経常収入全体では、医療収入が牽引する増収傾向が続いており、教育研究活動を安定して遂行するために必要な財務基盤は十分に確保出来ているといえる。

一方支出面では、人件費を中心に経常経費が増加傾向にあり、今後も推移を注視する必要がある。

事業活動収支計算書の推移(法人全体)

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	全国平均
経常収入	7,934	8,243	8,186	8,661	8,649	8,756	—
学生生徒等納付金	3,844	4,007	4,007	3,978	3,919	3,911	—
	48.45%	48.61%	48.95%	45.93%	45.31%	44.67%	48.70%
寄付金	18	43	23	65	108	32	—
	0.23%	0.52%	0.28%	0.75%	1.25%	0.37%	1.60%
経常費等補助金	485	493	563	566	571	564	—
	6.11%	5.98%	6.88%	6.54%	6.60%	6.44%	12.00%
医療収入	3,107	3,280	3,162	3,634	3,595	3,698	—
	39.16%	39.79%	38.63%	41.96%	41.57%	42.23%	—
付随事業収入	56	82	77	74	61	80	—
	0.71%	0.99%	0.94%	0.85%	0.71%	0.91%	—
その他の収入	424	338	354	344	395	471	—
	5.34%	4.10%	4.32%	3.97%	4.57%	5.38%	—

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	全国平均
経常支出	7,679	8,168	8,170	8,499	8,607	8,697	—
人件費	4,170	4,292	4,426	4,500	4,588	4,755	—
	52.56%	52.07%	54.07%	51.96%	53.05%	54.31%	46.10%
教育研究経費	2,460	2,642	2,574	2,665	2,857	2,823	—
	31.01%	32.05%	31.44%	30.77%	33.03%	32.24%	42.20%
管理経費	1,049	1,233	1,169	1,333	1,160	1,118	—
	13.66%	15.10%	14.31%	15.68%	13.48%	12.86%	6.70%
その他の支出	0	1	1	1	2	1	—
	0.00%	0.01%	0.01%	0.01%	0.02%	0.01%	—
経常収支差額	255	75	16	162	42	59	—
経常収支差額比率	3.21%	0.91%	0.20%	1.87%	0.49%	0.67%	6.60%

(注1) 下段の数値は、経常収入に占めるそれぞれの比率

(注2) 全国平均は、日本私立学校振興・共済事業団刊行「今日の私学財政」(令和5年度版)掲載の大学法人の財務比率表からの抜粋

②貸借対照表の推移

財政的な安全性をみる自己資金構成比率は、2023（令和5）年度末の数字で89.89%と全国平均値（86.00%）を上回っている。外部からの借入れがないため、総負債比率も101.1%と全国平均値（14.00%）より低く、財政状況は健全に推移しているといえる。また、引当特定資産のうち、退職給与引当特定資産については、期末要支給額を基にして私立大学退職金財団に対する掛金の累計額と交付金の累計額との繰入調整額を加減した金額の100%を計上し、退職金支給に備えている。

貸借対照表の推移

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	全国平均
固定資産	26,849	27,639	27,439	26,672	27,138	28,791	—
	87.37%	89.89%	88.75%	86.32%	86.51%	92.23%	84.60%
(引当特定資産)	4,425	4,998	5,579	5,550	5,406	5,482	—
	14.40%	16.25%	18.05%	17.96%	17.23%	17.56%	—
流動資産	3,882	3,109	3,477	4,228	4,231	2,427	—
	12.63%	10.11%	11.25%	13.68%	13.49%	7.77%	15.40%
(現金・預金)	2,833	2,568	2,802	3,655	3,528	1,691	—
	9.22%	8.35%	9.06%	11.83%	11.25%	5.42%	—
負債合計	3,112	3,052	3,195	2,980	3,385	3,157	—
	10.13%	9.93%	10.33%	9.64%	10.79%	10.11%	14.00%
自己資金 (基本金+繰越収支差額)	27,619	27,696	27,721	27,919	27,984	28,061	—
	89.87%	90.07%	89.67%	90.35%	89.21%	89.89%	86.00%
資産合計	30,731	30,748	30,916	30,900	31,369	31,218	—

(注1) 下段の数値は、総資産(資産合計)に占める割合

(注2) 全国平均は、日本私立学校振興・共済事業団刊行「今日の私学財政」(令和5年度版)掲載の大学法人の財務比率表からの抜粋

③ 予算配分について

本学では、予算編成に先立ち、毎年12月に「予算編成方針」を策定している。

2023（令和5）年度の編成方針の概要は以下の通りである。

(1) 重点配分による政策的な予算編成

- ① 教育体制・学生支援（学長裁量予算、国家試験対策 等）
- ② 研究活動の活性化（大講座基幹研究プロジェクト予算 他）
- ③ 学生募集・広報活動の強化
- ④ 新規事業の収益化
- ⑤ 予備費の計上

(2) 安定した財源の確保

- ① 新入生（入学定員）の確保、休退学の抑制
- ② 適正な医療収入の確保
- ③ 戦略的な補助金獲得
- ④ 外部資金獲得の奨励

④ 資産運用について

本学の資産運用は、「学校法人神奈川歯科大学資産運用規則」（根拠資料 10-2-2）に基

づき、理事長の諮問機関である「資産運用委員会」において運用商品を検討し、これを理事会に上程し承認を得たうえで運用管理者（総務部財務課）が実施している。過去の反省から、原則として元本保証で為替等のリスクをとらない運用を心掛けている。

⑤外部資金の受入れ

学納金以外の収入として外部資金獲得が非常に重要になっており、教育研究の活性化および財政の健全化のため、積極的に推進している。2017（平成29）年度からの外部資金の受け入れ状況については、以下の「外部資金の受入状況（2017～2023年度）」のとおりである。

2021（令和3）年度と2022（令和4）年度にかけてCOVID-19の感染拡大を受け、学生が「いつでも・どこでも・誰でも」学修できるよう、デジタル技術を活用した遠隔授業等を積極的に活用できる環境を整備することが必要であるとして、遠隔授業が可能となる設備及び体制の整備により、デジタル技術を活用した高度な教育ができる環境を整備するための私立学校情報機器整備費（遠隔授業活用推進事業）補助金の申請を行い、採択されている。その他、2022（令和4）年度には、神奈川県死亡時画像診断システム等設備整備事業が採択され、法医学遺体撮影用CT画像解析装置（ワークステーション）を整備している。

一方、環境に配慮した取り組みとして、地中熱を再熱源として活用したヒートポンプを設置し、本学1号館の空調に利用することにより電力消費量・CO2排出量の大幅な削減を目指すための設備導入を行うこととし、環境省の「平成29年度再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業」への補助金申請を行い、2017（平成29）年度と2018（平成30）年度の2か年における事業として採択されている。

また、科学研究費補助金・学術研究助成基金助成金は平均年約50件（新規採択分と継続課題の合計件数）が交付され、平均年約7,500万円の研究費を獲得している。受託研究費、奨学寄附金、共同研究経費等の外部資金は年度により多少の増減はあるものの、奨学寄附金を軸に、平均年750万円の受入れがあり、研究の活性化につながっている。

外部資金の受入れ状況(2017～2023年度)

(単位:千円)

分類	項目	2023年度		2022年度		2021年度		2020年度		2019年度		2018年度		2017年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	科学研究費補助金・学術研究助成基金助成金	38	48,348	46	65,975	52	75,400	58	98,552	52	86,185	51	72,410	49	76,570
文 部 科 学 省	私立学校施設整備費補助金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	私立大学等教育研究活性化設備整備事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	私立学校情報機器整備費(遠隔授業活用推進事業)補助金	-	-	-	-	1	9,375	1	5,120	-	-	-	-	-	-
厚 労 省	戦没者遺骨のDNA鑑定	3	6,200	3	10,400	3	15,650	2	12,421	4	8,832	1	6,560	1	980
	科学研究費補助金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
環 境 省	二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金(再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	58,953	1	45,253
金 経 私 特 常 立 別 費 大 経 補 学 費 助 等	未来経営戦略推進経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1,484
	私立大学等改革総合支援事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	7,160
	受託研究費	4	5,523	5	3,084	4	12,094	6	6,008	6	3,389	6	4,784	3	1,900
	奨学寄附金	21	11,490	18	23,390	17	7,180	23	18,677	25	12,228	37	14,936	30	9,879
	共同研究経費	1	7,587	1	550	4	4,717	1	3,960	1	3,300	2	1,825	3	2,925
	その他	-	-	6	5,024	4	6,960	7	10,024	2	9,595	11	9,041	5	2,814
	合計	67	79,148	79	108,423	85	131,376	98	154,762	90	123,529	109	168,509	94	148,965

※間接経費が発生する項目は間接経費を含む。

(2) 長所・特色

本学は、早期退職制度の導入や賞与支給基準の縮小による人件費削減に取り組むとともに、附属病院、附属横浜クリニック・横浜研修センターの診療体制強化による医療収入の大幅な増収、外部資金の獲得奨励等、学納金に過度に依存しない収入の多様化政策を併せて推し進めてきた。

その結果、経常収支差額が改善し、固定資産の引当特定資産、流動資産の現預金残高も順調に推移しており、教育研究を安定して遂行するための十分な財政基盤を確保できる状況となっている。

医療収入の増収は、2017(平成29)年11月に新附属病院がフルオープンしたことにより、2018(平成30)年度決算では開学以来初の医療収入30億円台を達成した。2020年(令和2)年度は、COVID-19の感染拡大による緊急事態宣言発令などに配慮した診療体制縮小の影響で減収となったが、2021年(令和3)年度は通常の診療体制のもと過去最高の売上を達成し、2022年(令和4)年度以降も増収傾向は続いている。

医療収入の推移

(単位:百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
附属病院	1,431	1,660	1,726	1,731	1,955	2,041	2,154
横浜クリニック	1,401	1,447	1,554	1,430	1,679	1,554	1,544
合計	2,832	3,107	3,280	3,161	3,634	3,595	3,698

(3) 問題点

学生募集状況の改善

2019(令和元)年度入学者において収容定員(720名)が10年ぶりに充足する等、学生納付金収入の健全化が達成されるまで募集状況は改善してきたが、2020(令和2)年度入試から、本学のみならず歯学部全体で志願者数が大幅に減少し、この先しばらくの期間に渡り減少傾向が継続するものと危惧されている。一人でも多くの入学者確保に向け、学生募集広報活動の点検と強化が急務となっている。

(4) 全体のまとめ

執行部主導による大胆な財政再建政策が功を奏し、ここ数年は毎年度安定して収入超過を確保できる収支構造となっている。学科の廃科や人件費の抑制といった経費削減だけでなく、医療収入の増加といった事業の活性化により健全な財政再建が果たせたことは、学校の永続性を担保するうえで非常に大きな意義があったといえる。

2019(令和元)年4月に開校した東京歯科衛生専門学校、2020(令和2)年5月に開院した羽田空港第1ターミナル歯科、2021(令和3)年4月に開院した羽田空港第3ターミナル歯科、2023(令和5年)4月に開院した歯科・健脳クリニック日本橋を拠点とした新たな事業展開を含めた未来構想を推進するうえでも、強固な財務基盤の確保、すなわち学生の収容定員確保や医療収入のさらなる増収等、現在の事業を安定・発展させていくことが当面の課題となる。